

**公益認定等に係る政令の制定の立案
及び内閣府令の制定について**

答申

**平成19年6月15日
内閣府 公益認定等委員会**

はじめに

公益認定等委員会は、平成19年4月2日に内閣総理大臣から公益認定に係る政令の制定の立案及び内閣府令の制定に関する諮問を受け、直ちに審議を開始し、11回の審議を経て、結論を取りまとめるに至ったので、ここに答申する。

公益認定等委員会が、「民間による公益の増進」という命題を委員の間で共有しつつ、活発な議論を重ねてきたことは、公表されている議事録からもご理解いただけるものとする。

本答申は、答申内容の理解を補助するという観点から、結論のみならず、結論に至る考え方等も事項ごとに記載することとした。政府においては、この答申を踏まえ、適切な政令・内閣府令を速やかに制定することを期待している。

目 次

．公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（公益認定法）関係

．公益認定基準に関する事項

【法人の目的及び事業の性質、内容に関するもの】

- 1．第5条第3号<特別の利益を与えてはならない法人の関係者> 1
- 2．第5条第4号<特別の利益を与えてはならない特定の個人又は団体の利益を図る活動を行う者> 2
- 3．第5条第5号<ふさわしくない事業の種類> 3

【法人の機関に関するもの】

- 4．第5条第10号<配偶者又は三親等内の親族に準ずる特別の関係がある者> 4
- 5．第5条第11号（その1）<公益法人に準ずる団体> 5
- 6．第5条第11号（その2）<同一の団体の理事又は使用人に準ずる者> 6
- 7．第5条第12号<会計監査人の設置を要しない基準> 7
- 8．第23条<会計監査人が監査する書類> 9
- 9．第5条第13号<役員等の報酬等の支給基準の記載事項> 10

【法人の財産に関するもの】

- 10．第5条第15号（その1）<他の団体の意思決定に関与することができる財産の保有> 11
- 11．第5条第15号（その2）<他の団体の事業活動を実質的に支配するおそれがない場合> 13
- 12．第5条第17号ト<公益目的取得財産残額等の帰属先> 14

【法人の財務に関するもの】

- 13．第15条<公益目的事業比率の算定> 16
- 14．第16条（その1）<遊休財産額の保有の上限度> 20
- 15．第16条（その2）<遊休財産額> 21
- 16．第18条（その1）<公益目的事業財産の処分制限が解除される場合> 23
- 17．第18条（その2）<公益目的事業財産とすべき収益事業等の収益の割合> 24
- 18．第18条（その3）<公益目的事業財産の用に供するものである旨の表示> 25
- 19．第18条（その4）<法律に掲げるもの以外の公益目的事業財産> 26
- 20．第18条（その5）<移行認定を受ける特例民法法人の公益目的事業財産> 28
- 21．第30条（その1）<公益目的事業財産の残余の財産の価額から控除するその他のもの> 30
- 22．第30条（その2）<公益目的取得財産残額の算定> 32

・手続的事項

【申請・届出】

- 1 .第7条<公益認定の申請> 35
- 2 .第11条<変更の認定> 37
- 3 .第13条<変更の届出> 39
- 4 .第24条<合併等の届出> 41

【財務書類の備置き及び閲覧等】

- 5 .第21条<毎事業年度、作成する書類の種類、作成方法> 43

・その他の事項

【答申、勧告】

- 1 .第44条第1項、第46条第2項<委員会の答申、勧告の内容の公表の方法> 45
- 2 .第51条<都道府県の合議制の機関が諮問を要しない事項と認める場合の基準> 46

【報告】

- 3 .第27条第1項<法人に対する報告徴収の手続> 47

【公益目的事業】

- 4 .別表第23号<公益目的事業の種類追加> 48

・一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（整備法）関係

・一般社団法人・一般財団法人への移行認可等

【公益目的支出計画の作成】

- 1 .第119条第1項（その1）<公益目的財産額の算定方法及び算定の時期> 49
- 2 .第119条第1項（その2）（第117条第2号を含む。）<公益目的支出計画の作成を要する公益目的財産額> 52
- 3 .第119条第1項（その3）<公益目的支出計画の記載事項等> 53
- 4 .第119条第2項第1号八<その他公益の目的のための支出> 57
- 5 .第119条第2項第2号<公益の目的のための支出額から収入額を控除する方法> 58
- 6 .第119条第2項第3号<公益の目的のための支出を確保するために必要な事項として公益目的支出計画に記載する事項> 59

【移行認可の申請手続】

- 7 .第120条第1項<移行認可申請書の記載事項等> 60

8 . 第120条第2項第3号 < 公益目的財産額等を記載する書類の記載事項 >	61
9 . 第120条第2項第4号 < 移行認可申請書に添付する法人の財務内容を示す書類 >	62
10 . 第120条第2項第6号 < 移行認可申請書添付書類 >	63
11 . 第120条第3項 < 移行期間満了後の移行認可申請の際に省略することができる添付書類 >	64

．一般社団法人・一般財団法人への移行後の認可・届出事項等

【計画変更の申請手続等】

1 . 第125条第1項(軽微な変更を求める内閣府令に係る部分を除く。) < 公益目的支出計画の変更認可手続 >	65
2 . 第125条第3項(第2号を除く。) < 移行法人が行政庁に届出すべき場合の届出手続 >	66
3 . 第126条第1項 < 移行法人が合併をした場合の届出手続 >	67
4 . 第126条第2項第2号 < 合併の届出に添付する合併をする移行法人の財務内容を示す書類 >	69
5 . 第126条第2項第4号 < 移行法人の合併届出書添付書類 >	70

【公益目的支出計画実施報告書】

6 . 第127条第1項 < 公益目的支出計画実施報告書の記載事項 >	71
7 . 第127条第2項(その1) < 公益目的支出計画実施報告書の監査手続 >	72
8 . 第127条第2項(その2) < 公益目的支出計画実施報告書の社員(評議員)への提供方法 >	73

．その他の事項

【移行認定の申請】

1 . 第103条第1項 < 移行認定申請書の様式 >	75
2 . 第103条第2項第3号 < 移行認定申請書添付書類 >	76

【移行直前の事業年度における計算書類等の作成】

3 . 第60条第1項 < 移行の認定等の申請前に作成しなければならない計算書類等の作成方法 >	77
--	----

【公益認定等委員会等に関する事項】

4 . 第134条・第139条において準用する公益法人認定法第44条第1項 < 公益認定等委員会・合議制の機関の答申の公表の方法 >	78
5 . 第136条第2項(第141条において準用する場合を含む。) < 公益認定等委員会の勧告の内容の公表の方法 >	79
6 . 第138条第2項 < 都道府県の合議制の機関が諮問を要しない事項と認める場合の基準 >	80

【一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（平成19年法務省令第28号）（抄）】

資料1	7. 第127条第2項(その1) <公益目的支出計画実施報告書の監査手続> . . . 81
資料2	8. 第127条第2項(その2) <公益目的支出計画実施報告書の社員・評議員への提供方法> 83
資料3	3. 第60条第1項 <移行の認定等の申請前に作成しなければならない計算書類等の作成方法> 84

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(公益法人認定法)
関係

公益認定基準に関する事項

【法人の目的及び事業の性質、内容に関するもの】

1. 第5条第3号<特別の利益を与えてはならない法人の関係者>

公益法人認定法第5条第3号の「政令で定める当該法人の関係者」については、次のとおりとすることが適当である。

- (1) 当該法人の社員、評議員、理事、監事、使用人、基金の拠出者又は財団の設立者
- (2) 上記の者の配偶者又は三親等内の親族
- (3) 上記(1)、(2)の者と婚姻の届出をしていないが事実上夫婦関係にある者、及び(1)の者から受ける財産により生計を維持する者
- (4) 法人の社員、基金の拠出者、財団の設立者が法人の場合には、その法人が事業活動を支配している法人又はその法人の事業活動を支配している者

< 参考 >

(答申の考え方)

公益法人が特定の者に特別の利益を供与することは、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するという公益法人のあり方からみて適当でなく、また、当該法人の社員、理事等については、その地位を利用して、自己又は自己と特別な関係を有する者のために利益を誘導するおそれがある。このため、本号は、公益法人がその事業を行うに当たり、特別の利益を与えてはならない当該法人の関係者を定めるものである。

このような規定の趣旨にかんがみれば、公益法人が特別の利益を与えてはならない当該法人の関係者としては、当該法人の直接の関係者として、本条が例示として掲げる社員、評議員、理事、監事、使用人のほかに、一般社団法人の基金の拠出者及び一般財団法人の設立者を規定するのが適当である。そして、上記関係者と特別な関係を有する者として、その親族及びこれに準ずる関係にある者を当該法人の関係者とするのが適当である。また、公益法人の社員等が法人の場合には、その法人と特別な関係を有する者として、その子法人又はその法人の事業活動を支配している者を当該法人の関係者とするのが適当である。

(関連条文)

(公益認定の基準)

第五条

三 その事業を行うに当たり、社員、評議員、理事、監事、使用人その他の政令で定める当該法人の関係者に対し特別の利益を与えないものであること。

2. 第5条第4号<特別の利益を与えてはならない特定の個人又は団体の利益を図る活動を行う者>

公益法人認定法第5条第4号の「特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行うものとして政令で定める者」については、次のとおりとすることが適当である。

- (1) 特定の個人の支援を行う者
- (2) 会員又はこれに類する者に対する資産の譲渡、貸付け、役務の提供、会員等相互の交流、連絡又は意見交換等を行うことを主たる目的とする者
- (3) 上記(1)、(2)のほか、便益の及ぶ者が特定の範囲の者（会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者、特定の地域に居住するか事務所等を有する者）である活動を行うことを主たる目的とする者

< 参 考 >

(答申の考え方)

特定の者に特別の利益を供与しないことを認定基準としている点は法第5条第3号と同様であり、本号ではその対象者として、特定の個人又は団体の利益を図る活動を行う者を政令で具体的に定めることとされている。

法では株式会社その他の営利事業を営む者が対象者として規定されているので、政令においては、それらに含まれず、受益の範囲が特定の団体の会員等特定の範囲にとどまる活動を主として行っている者を規定することが適当である。

(関連条文)

(公益認定の基準)

第五条

四 その事業を行うに当たり、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行うものとして政令で定める者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わないものであること。ただし、公益法人に対し、当該公益法人が行う公益目的事業のために寄附その他の特別の利益を与える行為を行う場合は、この限りでない。

3. 第5条第5号<ふさわしくない事業の種類>

公益法人認定法第5条第5号の「公益法人の社会的信用を維持する上でふさわしくないものとして政令で定めるもの」については、次のとおりとすることが適当である。

- (1) 投機的な取引を行う事業
- (2) 利息制限法に規定する無効な利息又は賠償額の予定が契約内容に含まれる営業的金銭消費貸借による貸付けを行う事業
- (3) 利息制限法に規定する無効な保証料の支払が契約内容に含まれる保証事業
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する性風俗関連特殊営業

< 参考 >

(答申の考え方)

公益法人は、広く社会から支援を受けつつ公益活動を行うものであるから、その地位にふさわしい社会的信用を維持することが必要である。そのため、公益法人は社会的信用を維持する上でふさわしくない事業を行わないことが認定基準として設けられている。

政令で、ふさわしくない事業の内容を規定することとなっているが、現在「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針(平成8年12月19日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ)」において、公益法人の社会的信用を損なう収益事業の業種として、)風俗関連営業、)高利の融資事業、)経営が投機的に行われる事業が挙げられており、政令においてもこれを踏襲し、公益法人の事業全般に通じる準則として位置づけることが適当である。

(関連条文)

(公益認定の基準)

第五条

五 投機的な取引、高利の融資その他の事業であって、公益法人の社会的信用を維持する上でふさわしくないものとして政令で定めるもの又は公の秩序維持若しくは善良の風俗を害するおそれのある事業を行わないものであること。

【法人の機関に関するもの】

4 . 第 5 条第10号<配偶者又は三親等内の親族に準ずる特別の関係がある者>

公益法人認定法第 5 条第10号の「当該理事と政令で定める特別の関係がある者」については、次のとおりとすることが適当である。

- (1) 婚姻の届出をしていないが事実上理事と婚姻関係と同様の事情にある者
- (2) 理事の使用人
- (3) 上記(1)、(2)の者以外の者で理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- (4) 上記(2)、(3)の者の配偶者又は(1)～(3)の者の三親等内の親族で生計を一にしている者

< 参 考 >

(答申の考え方)

理事及び監事それぞれについて、配偶者、三親等内の親族及びこれらに準ずる者で一定割合以上を占めないことが認定基準として設けられているが、これは不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与すべき公益法人が実質的に特定の者の利益を代表することがないように、理事(監事についても同様)については、当該理事及び配偶者又は三親等内の親族(これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係がある者を含む。)である理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならないものとされている。

このような規定の趣旨にかんがみれば、当該理事と特別の関係がある者としては、理事と内縁関係にある者、理事の使用人、理事からの財産の供与によって生計を維持している者等を定めるのが適当である。

(関連条文)

(公益認定の基準)

第五条

十 各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族(これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係がある者を含む。)である理事の合計数が理事の総数の三分の一を超えないものであること。監事についても、同様とする。

5 . 第 5 条第11号 (その1) < 公益法人に準ずる団体 >

公益法人認定法第 5 条第11号の公益法人に「準ずるものとして政令で定めるもの」については、当面規定しないことが適当である。

< 参 考 >

(答申の考え方)

公益法人が特定の者に特別の利益を与えてはならないことが認定基準となっているが、明らかに特別の利益を供与するとまでは至らなくとも、特定の者の利益に資するような活動を行うことは、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するという公益法人の目的に照らし適当ではない。ここで仮に同一の団体の関係者である理事が理事の総数の一定割合以上を占めると、それらの者により理事会が支配され、当該同一の団体の利益に基づいて法人の運営がなされるおそれがある。また、監事についても、同一の団体の関係者が一定割合以上を占めると、理事に対する監査機能が不十分となるおそれがある。本号の認定基準は、このような事態を回避するために設けられていると解される。認定基準の趣旨は前号と類似し、前号は親族等の一定の範囲の者とされているが、本号では同一の団体の関係者を対象としている。

公益法人は、本法による組織運営上の種々の基準に従い不特定多数の者の利益のために事業を行うものであることから、仮に他の公益法人の関係者である理事が理事の総数の一定割合を占め、当該他の公益法人の利益に沿った法人の運営がされたとしても、最終的には不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することが想定されるため、公益法人は、本号にいう「他の同一の団体」からは除かれているものと解される。

そして、本号は、公益法人に準ずる団体も本号の規制の対象から除くものとし、これを政令で定めるべきものとしているが、現在のところ、その目的、組織運営等において公益法人と同等と評価すべき団体は見当たらないため、政令で上記団体を定める必要はないと考えられる。

(関連条文)

(公益認定の基準)

第五条

十一 他の同一の団体 (公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。) の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして政令で定める者である理事の合計数が理事の総数の三分の一を超えないものであること。監事についても、同様とする。

6 . 第 5 条第11号 (その 2) < 同一の団体の理事又は使用人に準ずる者 >

公益法人認定法第 5 条第11号の理事又は使用人に「準ずる相互に密接な関係があるものとして政令で定める者」については、次のとおりとすることが適当である。

- (1) 当該団体の理事以外の役員 (人格なき社団等で代表者等の定めがある場合には当該代表者等を含める。)
- (2) 以下の団体の職員
 - ア 国の機関
 - イ 地方公共団体又はその機関
 - ウ 独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人、認可法人

< 参 考 >

(答申の考え方)

本号では他の同一の団体の関係者として理事又は使用人を規定し、政令でこれらに準ずる者を定めるものとしているが、理事に準ずる団体の運営上の地位、権限を有する者として団体の役員又はこれに相当する者があるので、これらを理事に準ずる者として定め、団体によっては使用人の代わりにこれに相当する者として職員が置かれているところがあるので、これらの職員を使用人に準ずる者として定めることが適当である。

(関連条文)

(公益認定の基準)

第五条

十一 他の同一の団体 (公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。) の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして政令で定める者である理事の合計数が理事の総数の三分の一を超えないものであること。監事についても、同様とする。

7 . 第 5 条第12号 < 会計監査人の設置を要しない基準 >

会計監査人の設置を要しない場合を定める公益法人認定法第 5 条第12号の「政令で定める勘定の額がいずれも政令で定める基準に達しない場合」については、法人の貸借対照表の負債の部の合計額が50億円に達しない場合とすることが適当である。

< 参 考 >

(答申の考え方)

一般社団・財団法人法において、負債額200億円以上の法人については、債権者をはじめとして利害関係人が多く、経理も複雑であるため会計監査人の設置が義務付けられている。公益法人については、公益法人に対する税制上の措置が講じられることから、一般社団法人・一般財団法人以上に情報開示が求められ、法人の規模に配慮して一定の基準に達しない場合を除き、外部監査を義務付けたものと考えられる。

政令で定める一定の基準は、指標となる勘定科目とその金額で構成されるが、勘定科目としては、一般社団・財団法人法のみならず、他の法人法制において外部監査を義務付けている場合、基本的には負債概念が採用されており、公益法人においても負債勘定を用いることが妥当と考えられる。

その上で、どの範囲の公益法人に会計監査人の設置を求めるかを検討するに当たっては、本号に基づく義務は、国が認定した法人のみならず、都道府県が認定した法人にも同様の義務が課せられること、会計監査人の設置には一定の継続的財政負担を伴うとともに、その支出が管理費に計上されること等に配慮する必要がある。

また、他の認定基準との関係、とりわけ公益目的事業に必要な経理的基礎を有することを求める法第 5 条第 2 号との関係を整理する必要もある。すなわち当委員会では、「経理的基礎」に関しては、その要素の一つと考えられる法人の開示能力について、比較的大規模の法人に関しては会計監査人が設置されているか、公認会計士あるいは税理士が監事を務めること等を判断基準とすることにより、会計に関する有資格者が適切かつ責任ある形で法人の情報開示に関与することを要求する方向で検討することとしている。また、比較的小規模の法人に関しては、個別にその能力を判断することとしている。本号の政令の規定内容については、このような方向性も視野に入れて検討することが適当である。

以上のようなことから、本号の外部監査を義務付ける基準については、現在「公益法人の指導監督体制の充実等について（平成13年2月9日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ）」に基づいて、各府省が負債額50億円以上の法人に外部監査を要請していること等を踏まえて総合的に判断すると、負債額50億円に達しない法人について

は外部監査を要しないとすることが適当である。

(関連条文)

(公益認定の基準)

第五条

十二 会計監査人を置いているものであること。ただし、毎事業年度における当該法人の収益の額、費用及び損失の額その他の政令で定める勘定の額がいずれも政令で定める基準に達しない場合は、この限りでない。

8 . 第23条 < 会計監査人が監査する書類 >

会計監査人が監査する書類として公益法人認定法第23条で定める「内閣府令で定める書類」は、財産目録及びキャッシュ・フロー計算書とすることが適当である。

< 参 考 >

(答申の考え方)

公益法人は、一般社団・財団法人法に基づき、貸借対照表、損益計算書及びこれらの附属明細書を作成し、会計監査人はこれらの計算書類を監査することとなっている。法人が本法に基づいて作成する財務諸表については、本条において監査の対象に追加する必要がある。

法人が本法に基づき毎事業年度作成する書類に財産目録があり、また大規模法人については、本法第21条第2項第4号の「内閣府令で定める書類」としてキャッシュ・フロー計算書の作成を求めていることとしている。この両者は、現在も他の財務諸表と併せて外部監査の対象となっており、本条において監査対象に指定することが適当である。

(関連条文)

(会計監査人の権限等)

第二十三条 公益法人の会計監査人は、一般社団・財団法人法第一百七条第一項（一般社団・財団法人法第百九十七条において準用する場合を含む。）の規定によるもののほか、財産目録その他の内閣府令で定める書類を監査する。この場合において、会計監査人は、会計監査報告に当該監査の結果を併せて記載し、又は記録しなければならない。

9 . 第 5 条第13号 < 役員等の報酬等の支給基準の記載事項 >

公益法人認定法第 5 条第13号の「内閣府令で定めるところにより」定める支給基準については、理事等の勤務形態に応じた報酬等の種類、金額の算定方法、支給の方法及び形態が明らかになるよう定めることが適当である。

< 参 考 >

(答申の考え方)

理事等に対する報酬等が不当に高額なものとなり、法人の非営利性を潜脱することとならないよう、支給水準の適切さや支給の透明性が保たれる必要がある。したがって、支給基準においては、理事等の種別ごとに報酬等を構成する支給項目、支給額、支給の方法や形態が、一般に理解することができる程度に明らかになるよう、支給基準の要素となる事項を定めることが適当である。

(関連条文)

(公益認定の基準)

第五条

十三 その理事、監事及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）について、内閣府令で定めるところにより、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めているものであること。

【法人の財産に関するもの】

10．第5条第15号(その1) <他の団体の意思決定に關与することができる財産の保有>

公益法人認定法第5条第15号の他の団体の意思決定に關与することができる「内閣府令で定める財産」については、次のとおりとすることが適當である。

- (1) 株式
- (2) 特別の法律により設立された法人の發行する出資に基づく権利
- (3) 合名会社、合資会社、合同会社又は社団法人の社員権
- (4) 民法第667条第1項に規定する組合契約、投資事業有限責任組合契約に關する法律第3条第1項に規定する投資事業有限責任組合契約又は有限責任事業組合契約に關する法律第3条第1項に規定する有限責任事業組合契約に基づく権利（公益法人が業務執行者であるものを除く。）
- (5) 信託契約に基づく委託者又は受益者としての権利（公益法人が受託者であるものを除く。）
- (6) 外国の法令に基づく財産のうち、上記(1)～(5)に準ずるもの

< 参 考 >

（答申の考え方）

公益法人が株式等の保有を通じて営利法人等の事業を実質的に支配し、実態として営利法人類似の活動を行うことは、本来は一定の条件の下で可能な収益事業等が無制限に拡大し、公益目的事業比率に係る認定基準の潜脱につながることから、本号で法人の財産保有に一定の制約が課せられているものと考えられる。したがって、法人が保有してはならない財産として内閣府令で定める内容としては、法で例示されている株式をはじめ、収益事業を行うことが可能な事業体の意思決定に実質的に關与することができる財産と一般に考えられるものを規定することが適當である。

ただし、公益法人が自ら業務執行者である組合契約や、受託者である信託契約においては、これらの事業体に係る事業は法人自らが行っており、法の規定の潜脱にはならないものと解されるため、規制の対象から除外することが適當である。

（関連条文）

（公益認定の基準）

第五条

十五 他の団体の意思決定に關与することができる株式その他の内閣府令で定める財産を保有していないものであること。ただし、当該

財産の保有によって他の団体の事業活動を実質的に支配するおそれがない場合として政令で定める場合は、この限りでない。

1 1 . 第 5 条第15号(その 2) < 他の団体の事業活動を実質的に支配するおそれがない場合 >

公益法人認定法第 5 条第15号ただし書の「他の団体の事業活動を実質的に支配するおそれがない場合として政令で定める場合」とは、株主総会など当該団体の事業活動の方針を決定する機関における議決権の過半数を有していない場合とすることが適当である。

< 参 考 >

(答申の考え方)

公益法人は、他の団体の事業活動を実質的に支配するおそれがない場合には、前記10の財産を保有することができるが、そのような場合を定めるに当たっては、

財産保有の可否を客観的に判断できることが望ましいこと

公益法人の事業活動の多様性や活動実績にかんがみ、財産保有の自由度や事業運営に過度の制約とならないよう配慮することが望ましいこと

一般社団法人・一般財団法人の「子法人」とは100分の50を超える議決権を有する法人と定義されていることから、当該団体の事業活動の方針を決定する機関における議決権の過半数を有していない場合とすることが適当である。

(関連条文)

(公益認定の基準)

第五条

十五 他の団体の意思決定に関与することができる株式その他の内閣府令で定める財産を保有していないものであること。ただし、当該財産の保有によって他の団体の事業活動を実質的に支配するおそれがない場合として政令で定める場合は、この限りでない。

1 2 . 第 5 条第17号ト < 公益目的取得財産残額等の帰属先 >

公益目的取得財産残額等の帰属先たりうる、公益法人認定法第 5 条第17号トの「イからへまでに掲げる法人に準ずるものとして政令で定める法人」については、次のとおりとすることが適当である。

- (1) 特殊法人（法律により直接に設立され又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第 4 条第15号の規定の適用を受けるもの（株式会社であるものを除く。））
- (2) 次のいずれにも該当する法人
 - ア 法令において、当該法人の主たる目的である事業が、学術、芸術、慈善、祭祀、宗教その他の公益に関するものであることが定められていること
 - イ 法令又は定款等により、それぞれの役員について、当該役員、その配偶者及び三親等内の親族である役員が役員の総数の三分之一を超えてはならない旨の定めがあること
 - ウ 法令及び定款等において、法人の構成員に剰余金の分配を受ける権利を与える旨の定めがないこと
 - エ 法人の構成員や役員及びこれらの配偶者又は三親等内の親族に対して特別の利益を与えないことについて、行政機関の許認可等を受けていること
 - オ 法令又は行政機関の許認可等を受けた定款等により、剰余財産を当該法人の目的に類似する目的のために処分し、又は国、地方公共団体に帰属させることが定められていること

< 参 考 >

（答申の考え方）

公益法人が公益目的事業のために取得、形成した財産は、公益認定を取り消されたり、法人が清算をするなどした場合においても、引き続き公益的な活動に使用されることが確保されていなければならない。したがって、このような財産を引き継ぐ法人は、公益的な活動を目的とし、財産を公益的な活動のために使用、処分することが明らかである必要がある。

本号では、財産の帰属先として、国、地方公共団体に加え、類似の事業を目的とする公益法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人が列挙されているところ、これらに準ずるものとして、株式会社ではない特殊法人、目的が公益にある法人で、一定の利害を同じくする者に支配されたり特別の利益を与えたりすることがなく、剰余金や剰余財産が公益的な活動に使用されることが確保されている法人を追加することが適当である。

(関連条文)

(公益認定の基準)

第五条

十七 第二十九条第一項若しくは第二項の規定による公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益目的取得財産残額（第三十条第二項に規定する公益目的取得財産残額をいう。）があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から一箇月以内に類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは次に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する旨を定款で定めているものであること。

ト その他イからへまでに掲げる法人に準ずるものとして政令で定める法人

【法人の財務に関するもの】

13．第15条＜公益目的事業比率の算定＞

- (1) 公益法人認定法第15条各号の公益目的事業比率の算定に係る内閣府令においては、次のような事項を定めることが適当である。
- (2) 公益目的事業比率の算出の根拠となる費用については次のとおりとする。
- ア 公益目的事業比率の算定の根拠となる次に掲げる費用は、公益法人の損益計算書（公益法人会計基準における正味財産増減計算書）における、次のそれぞれの費用とする。
- (ア) 公益目的事業の実施に係る費用 公益目的事業に係る事業費（資産の評価損及び売却損を除く。以下同じ。）
- (イ) 収益事業等の実施に係る費用 収益事業等に係る事業費
- (ウ) 法人の運営に必要な経常経費 管理費
- イ 共通費用の配分方法については、適正かつ合理的な基準によることとする。
- ウ 引当金の取扱いについては、その繰入れの時点で事業費又は管理費（以下「事業費等」という。）として認識することとするが、これらの取崩しがあつた場合には、その取崩益を事業費等の額から控除する。
- (3) 公益目的事業比率の算定においては、法人の計算書類から離れて調整計算するものとして、継続性を条件に以下の3点を認める。
- ア 役務や資産を無償で提供等を受けて各事業を行う場合には、証ひょうの作成・保存等の一定の条件の下で、通常支払うべき最低の対価の額と実際に負担した対価の額との差額を事業費等に加算することができる。
- イ 将来の特定の活動の実施に要する費用（引当金として計上すべきものを除く。）に充てるために積み立てた資金で、以下の要件を満たすもの（以下「特定費用準備資金」という。）については、その積立額を事業費等に加算することができる。
- (ア) 将来の特定の活動の実施に要する費用に充てるための資金であること
- (イ) 他の資金と区分して管理されていること
- (ウ) 積立ての目的以外のための取崩しが禁止されているか、その取崩しに当たり特別の手續が定められていること
- (エ) 必要な費用の額が合理的に算定されていること
- (オ) 上記(エ)の金額及びその算定の方法が公表されていること
- また、特定費用準備資金を取り崩した場合には、重複計上を避けるため、取崩額を事業費等から控除する。
- 更に、限度額を超えて積み立てられた金額がある場合において

は、事後の年度に限度額が増加した場合には、これを当年度の積立額として取り扱う。

ウ 土地を使用して公益目的事業又は収益事業等その他の活動を行う場合、当該土地の賃借に通常要する賃料の額から当該土地の使用に当たり実際に要した費用の額を控除して得た金額を事業費等の額に加算することができる。

< 参 考 >

(答申の考え方)

- (1) 本条で、(公益目的事業の実施に係る費用) / (公益目的事業の実施に係る費用 + 収益事業等の実施に係る費用 + 公益法人の運営に必要な経常的経費) を公益目的事業比率として定義し、この値が100分の50以上となることを公益法人に求めているのは、公益法人は公益目的事業を行うことが主たる目的であること(法第5条第1号) から、公益法人が行うすべての活動(公益目的事業、収益事業等及び法人の運営のための活動) の規模に占める公益目的事業の規模の割合は、少なくともその半分を占めていることが必要であり、事業の規模を測る指標として費用を採用したものであると考えられる。

このような規定の趣旨にかんがみれば、公益目的事業比率の算定の基礎となる事業の実施に係る費用、運営に必要な経常的経費は、基本的には、損益計算書(正味財産増減計算書) 上の各事業費、管理費をそれぞれ採用することが適当である。ただし、本条の趣旨が公益法人の活動の規模の把握という点にあることに照らし、事業用資産や運用資産の評価損や売却損は除外することが適当である。また、共通する費用は適正かつ合理的な基準で配賦されることとなるが、事業費や管理費の定義及び費用配分の具体的考え方については、今後当委員会において検討することとする。

なお、引当金については、その繰入額は、繰り入れた事業年度の事業費とすることが適当であるが、その取崩益は、取り崩した年度の事業費等から控除することが適当である。

- (2) 本条の趣旨が公益法人の活動の規模の把握にあるということに照らし、法人の計算書類とは離れた調整科目として、費用として把握されない法人の活動で、金額換算を行って事業費等に加算することが事業規模の算定上妥当と評価されるものは、事業比率の計算上、算入を認めることが適当である。このような科目としては以下の3点が考えられ、これらにつき、法人の選択により、継続性を条件に算入する仕組みを設けることが考えられる。

ア 無償の役務提供等

無償の役務提供や便益の供与を受けて事業を行う場合には、実際には経済的な資源が投入されているにもかかわらず、無償であるために、

計算書類上の費用として表れないことになる。

このため、これらの資源投入に当たって通常発生する費用を算定し、事業の規模として評価することを認める。

ただし、実際の支払を伴わないことから領収証はなく、これに代わる証ひょうの作成、保存等を条件として、その算定や報告の信頼性を担保することとする。

イ 将来の特定の活動の費用に充てるための資金の積立て

例えば複数年度ごとや単発で大型事業を実施する場合には、準備期間と事業実施年度を通算すると一定規模の事業費に達する場合であっても、単年度では実施年度と準備期間で事業費に著しい差異が生ずる可能性がある。一方で、事業比率の判断は単年度ベースで行うことから、このような場合について調整措置を設ける。

具体的には、将来の特定の活動の費用に充てるために資金を積み立てる場合には、事業の具体的な特定、費用見積りの合理性、一定の資産の別途管理等を条件に、活動の実施に必要な最低金額に達するまで、各年度の積立額を当該年度の事業費等に算入することを認める。目的たる活動に支出された場合には、支出額を当該年度の事業費等から控除するなど、資金の積立て、取崩しについて所要の調整を設ける。

なお、退職金の支払い等、引当金を計上すべきものについては、引当金の繰入れ、取崩しを通じて同様の効果が既に得られていることから、本規定の対象外とすることが適当である。

ウ 非減価償却資産

法人が事業活動のために使用している資産のうち、建物や車両などの減価償却資産については、各年度に減価償却費が計上される。また、土地を賃借して事業活動を実施している場合には、賃借料が費用として計上される。これに対し、自己所有地を使用して事業を行う場合には、上記のような費用は計上されない。このように、同規模の土地を使用して同じ事業を実施しているにもかかわらず、賃借地であるか自己所有地であるかに応じて、事業規模が異なる結果が生じ得ることとなる。

このため、事業に使用する自己所有地については、これに係る賃料相当額を算定し、これを事業の規模として評価することを認める。

- (3) 毎事業年度の公益目的事業比率の算定に当たり、法人の事務処理の円滑化に資するため、計算に係る書式等を今後当委員会において検討することとする。

(関連条文)

(公益目的事業比率)

第十五条 公益法人は、毎事業年度における公益目的事業比率（第一号に掲げる額の同号から第三号までに掲げる額の合計額に対する割合を

いう。)が百分の五十以上となるように公益目的事業を行わなければならない。

- 一 公益目的事業の実施に係る費用の額として内閣府令で定めるところにより算定される額
- 二 収益事業等の実施に係る費用の額として内閣府令で定めるところにより算定される額
- 三 当該公益法人の運営に必要な経常的経費の額として内閣府令で定めるところにより算定される額

14. 第16条（その1）＜遊休財産額の保有の上限額＞

- (1) 公益法人認定法第16条第1項の公益目的事業の実施に要した費用の額に準ずるものとして「内閣府令で定めるものの額」については、公益目的事業比率の項で調整した、特定費用準備資金への積立てとして当該事業年度に公益目的事業に係る事業費に加算した額とすることが適当である。
- (2) 法第16条第1項の公益目的事業の実施に要した費用の額を基礎として「内閣府令で定めるところにより算定した額」については、次のとおりとすることが適当である。
 - ア 損益計算書の経常費用における公益目的事業に係る事業費と、特定費用準備資金への積立てとして事業費等に加算した額とを合計する。
 - イ 上記アで得られた金額を法人の事業年度の月数で除し、12を乗じた金額を算出する。

< 参考 >

（答申の考え方）

- (1) 遊休財産額の保有は、1事業年度分の公益目的事業に係る事業費に相当する額が上限となっているが、これは用途が具体的に定まっていない財産も、公益目的事業を1事業年度実施する分は保有を可能としたものと解される。したがって、当該事業費相当額に算入される公益目的事業に係る事業費に準ずるものとしては、公益目的事業比率の算定において法人の計算書類から離れて調整計算される事項のうち、実際の支出を伴う「将来の特定の活動の費用に充てるための資金の積立て」に係る金額が考えられる。
- (2) 公益目的事業に係る事業費に相当する額については、事業年度の期間が異なる場合もあることから、1年分（12か月分）として算出し、計算の基礎を合わせることが適当である。

（関連条文）

（遊休財産額の保有の制限）

第十六条 公益法人の毎事業年度の末日における遊休財産額は、公益法人が当該事業年度に行った公益目的事業と同一の内容及び規模の公益目的事業を翌事業年度においても引き続き行うために必要な額として、当該事業年度における公益目的事業の実施に要した費用の額（その保有する資産の状況及び事業活動の態様に応じ当該費用の額に準ずるものとして内閣府令で定めるものの額⁽¹⁾を含む。）を基礎として内閣府令で定めるところにより算定した額⁽²⁾を超えてはならない。

15 . 第16条 (その2) < 遊休財産額 >

- (1) 公益法人認定法第16条第2項の遊休財産額として「内閣府令で定めるものの価額」の合計額については、以下ア～カのいずれかに該当する財産（以下「控除対象資産」という。）それぞれについて、その帳簿価額から対応する負債の額を控除したものの合計額を、法人の純資産額から控除して得られた額とすることが適当である。
- ア 法第5条第16号に規定する公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産
- イ 上記アのほか、公益目的事業の用に供するものである旨を財産目録、貸借対照表又はこれらの附属明細書において表示した財産（上記ア及び第18条第5号に規定する財産と合わせ、以降「公益目的保有財産」という。）
- ウ 公益目的事業を行うために必要な収益事業等その他の業務又は活動の用に供する財産
- エ 将来において、上記ア～ウに掲げる資産を取得するために積み立てられた資金等（特定費用準備資金と同様の管理等の要件を求めるとし、合理的に計算された必要金額を限度とする。）
- オ 特定費用準備資金(合理的に計算された必要金額を限度とする。)
- カ 寄附等によって受け入れた財産で、財産を交付した者の定めた用途に従って使用又は保有されている財産
- (2) 上記(1)における控除対象資産に係る負債の額の算定方法は、次のいずれかによることが適当である。
- ア 個々の資産について、未払金、取得のための借入金等、個別に対応する負債を整理した上で、次の(ア)及び(イ)の合計額として算定する方法
- (ア) 控除対象資産に対応する負債の額
- (イ) 控除対象資産の合計額から指定正味財産の額及び控除対象資産に個別に対応する負債の額を控除し、この額に資産に個別に対応しない負債（引当金を除く。）の額と一般正味財産の額の合計額のうち資産に個別に対応しない負債の額の占める割合を乗じた額
- イ 資産と負債の個別的な対応関係を問うことなく、控除対象資産の合計額から指定正味財産の額を控除し、この額に負債（引当金を除く。）の額と一般正味財産の額の合計額のうち負債の額の占める割合を乗じて算定する方法
- (3) この計算においては、基金を負債に含めて計算する。

< 参 考 >

(答申の考え方)

- (1) 公益法人が公益目的事業等（公益目的事業又は公益目的事業を行うために必要なその他の業務）と関係なく内部に過大に財産を蓄積することを回避し、公益目的事業の推進が図られるよう用途が定まっていない財産の速やかな使用を促すという本条の趣旨にかんがみれば、遊休財産は、総資産から負債を控除した純資産において整理することが適当である。すなわち、純資産のうち、拠出者の指定、事業計画、財産の使用収益状況等により公益目的事業等に使用すべきものとされている財産に相当する部分を控除した残額を遊休財産とする。
ただし、負債によって取得した資産を控除することにより、二重控除が生じないように、控除の対象となる資産について、調整のための規定の整備を図ることが適当である。この場合において、法人に対し過度な事務負担とならないよう、一定の簡便な方法を認めることが適当である。
- (2) 毎事業年度の遊休財産額の算定に当たり、法人の事務処理の円滑化に資するため、計算に係る書式等を今後当委員会において検討することとする。

(関連条文)

(遊休財産額の保有の制限)

第十六条

- 2 前項に規定する「遊休財産額」とは、公益法人による財産の使用若しくは管理の状況又は当該財産の性質にかんがみ、公益目的事業又は公益目的事業を行うために必要な収益事業等その他の業務若しくは活動のために現に使用されておらず、かつ、引き続きこれらのために使用されることが見込まれない財産として内閣府令で定めるものの価額の合計額をいう。

16 . 第18条（その1）＜公益目的事業財産の処分制限が解除される場合＞

公益法人認定法第18条ただし書の「内閣府令で定める正当な理由がある場合」とは、次のとおりとすることが適当である。

- (1) 善良な管理者の注意を怠らなかつたにもかかわらず、財産が滅失又はき損した場合
- (2) 陳腐化等により財産的価値が減耗し、財産を廃棄することが相当な場合

< 参 考 >

（答申の考え方）

公益法人が受け入れた寄附金、補助金等の財産は、公益目的事業以外に用途が定められた場合を除き、公益目的事業に使用し又は処分すべきことが義務付けられているから、その義務が解かれる場合は限定的に解すべきである。このような見地からは、義務履行が著しく困難又は不合理な状態にあり、そのような事態に至ったことについて法人に帰責事由がない場合には正当な理由が存するものと考えられる。例えば大規模な災害の発生その他当該法人が善良な管理者としての注意を怠らなかつたにもかかわらず、財産が滅失又はき損した場合、陳腐化等により財産的価値が減耗し、廃棄することが相当な場合が考えられる。

（関連条文）

第二款 公益目的事業財産

第十八条 公益法人は、次に掲げる財産（以下「公益目的事業財産」という。）を公益目的事業を行うために使用し、又は処分しなければならない。ただし、内閣府令で定める正当な理由がある場合は、この限りでない。

17 . 第18条 (その 2) < 公益目的事業財産とすべき収益事業等の収益の割合 >

公益法人認定法第18条第4号の収益事業等から生じた収益のうち公益目的事業財産に組み入れる「内閣府令で定める割合」については100分の50とすることが適当である。

< 参 考 >

(答申の考え方)

公益法人が行う収益事業等は、十分な公益目的事業を行うための収入を確保する一つの方法として、付随的に行われるものであることから、収益事業等からの収益の半分は公益目的事業財産に組み入れるべきものと考えられる。現行の公益法人の設立許可及び指導監督基準（平成8年9月20日閣議決定）においても、可能な限り収益事業の利益の2分の1以上は公益事業のために使用することとされている。

(関連条文)

第二款 公益目的事業財産

第十八条

四 公益認定を受けた日以後に行った収益事業等から生じた収益に内閣府令で定める割合を乗じて得た額に相当する財産

18 . 第18条 (その3) < 公益目的事業財産の用に供するものである旨の表示 >

公益法人認定法第18条第7号の公益認定を受けた日の前に取得した財産を同日以降に公益目的事業の用に供する旨を表示する「内閣府令で定める方法」については、財産目録、貸借対照表又はこれらの附属明細書において、他の資産の勘定科目と区分して行うこととするのが適当である。

< 参 考 >

(答申の考え方)

法人が公益認定を受ける日以前に取得した財産については、公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産として、その旨、維持及び処分の制限を定款で定めるほどには至らないまでも、なお法人において、本号に基づき公益目的事業の用に供するものと定めて表示することが可能となっている。

この表示は、法第16条に定める遊休財産の対象から除外されるための要件となり、本条の公益目的事業財産としての使用・処分が求められるほか、法第30条の公益目的取得財産残額の計算に際しては、当該財産残額の算定の基礎となるものである。そのため、外部の関係者（行政庁、債権者等）からも、本号に基づく財産が具体的に特定できることが望ましい。公益法人は毎事業年度、財産目録等の作成、備置き、閲覧、行政庁への提出を行うことから、財産目録等において、他の資産と勘定科目を区分して表示することが適当である。

(関連条文)

第二款 公益目的事業財産

第十八条

七 公益認定を受けた日の前に取得した財産であって同日以後に内閣府令で定める方法により公益目的事業の用に供するものである旨を表示した財産

19 . 第18条（その4）＜法律に掲げるもの以外の公益目的事業財産＞

公益法人認定法第18条第8号の前各号に掲げるもののほか、公益目的事業を行うことにより取得し、又は公益目的事業を行うために保有していると認められるものとして「内閣府令で定める財産」は、次のとおりとすることが適当である。

- (1) 公益目的保有財産から生じた収益
- (2) 一般社団・財団法人法第27条の規定に基づき経費に充てるものとして社員から実際に受け入れた収入のうち、徴収に当たり用途が定められていないものの額の100分の50に相当する額。徴収に当たり公益目的事業のために使用する旨を定めている場合には、実際に受け入れた経費
- (3) 他の公益法人を吸収合併する場合の、消滅法人の公益目的取得財産残額
- (4) 公益認定を受けた日以降に取得したその他の財産であって、法人において公益目的事業の用に供するものとして定めた財産
- (5) 公益目的保有財産を処分して得た財産
- (6) 公益目的保有財産を公益目的事業の用に供さないとした場合の、当該公益目的保有財産

移行認定を受ける特例民法法人の特例については、次の20を参照

< 参 考 >

（答申の考え方）

公益目的事業への使用が想定される法人の収入、資産のうち、公益認定を受けた日以降の、公益目的事業以外のために使用する旨定められたものを除く寄附金及び補助金、公益目的事業の対価、収益事業等から生じた収益の一定割合

公益目的事業を実施するために不可欠な特定の財産

公益認定を受けた日以前に取得した財産のうち認定後に公益目的事業の用に供するものとして表示した財産

は、法により公益目的事業財産とされている。これら以外に公益目的事業財産への繰入れが相当な法人の収入、資産としては、公益認定を受けた日以降に

公益目的で保有する財産から生じる運用益等の収益

法人が経費に充てるものとして定款で定めるところにより社員から受け入れた会費収入で、徴収に当たり用途が定められていない額のうち、公益法人が満たすべき公益目的事業比率は少なくとも50%であることに対応し、50%相当額。また、徴収に当たり用途が公益目的事業に定められているものについては、受け入れた額

公益法人を吸収合併する場合の消滅法人の公益目的取得財産残額
取得した公益目的事業財産以外の財産であって、法人において公
益目的事業の用に供するものとして定めた財産
が考えられる。また、
公益目的保有財産を処分して得た財産の額
公益目的保有財産を公益目的事業の用に供さないとした場合の、
当該公益目的保有財産の額
は、引き続き公益目的事業財産の額として管理することが適当である。

(関連条文)

第二款 公益目的事業財産

第十八条

八 前各号に掲げるもののほか、当該公益法人が公益目的事業を行う
ことにより取得し、又は公益目的事業を行うために保有していると
認められるものとして内閣府令で定める財産

20 . 第18条（その5）＜移行認定を受ける特例民法法人の公益目的事業財産＞

特例民法法人が整備法第44条の移行認定を受ける場合にあっては、公益法人認定法第18条第8号の「公益目的事業を行うために保有していると認められるものとして内閣府令で定める財産」については、当該法人が移行後も引き続き保有する以下の財産とすることが適当である。

- (1) 公益目的事業を行うために使用する財産
- (2) 公益目的事業を実施するための費用に充てるため又は将来の公益目的事業の用に供する特定の財産を取得するために積み立てている財産

< 参 考 >

（答申の考え方）

現行公益法人（特例民法法人）においては、保有する財産について計算書類等において用途区分が必ずしも判然としていなかったが、特例民法法人が移行認定後、公益法人認定法の認定基準及び遵守事項（公益目的事業比率等）を満たし、継続的に公益目的事業を実施していくためには、移行認定を受ける段階で公益目的事業の基盤となる公益目的事業財産の規模・範囲を適正に定めることが必要である。

したがって、移行認定を受ける特例民法法人が移行後も引き続き保有する財産のうち、次に掲げる財産は、公益目的事業を行うために保有していると認められるものとするのが適当である。

- (1) 公益目的事業を行うために使用する財産
- (2) 公益目的事業を実施するための費用に充てるため又は将来の公益目的事業の用に供する特定の財産を取得するために積み立てている財産

（関連条文）

第二款 公益目的事業財産

第十八条

八 前各号に掲げるもののほか、当該公益法人が公益目的事業を行うことにより取得し、又は公益目的事業を行うために保有していると認められるものとして内閣府令で定める財産

（関連条文：整備法）

（公益社団法人又は公益財団法人への移行）

第四十四条 公益法人認定法第二条第四号に規定する公益目的事業（以下この節において単に「公益目的事業」という。）を行う特例社団法人又は特例財団法人は、施行日から起算して五年を経過する日までの期

間（以下この節において「移行期間」という。）内に、第四款の定めるところにより、行政庁の認定を受け、それぞれ公益法人認定法の規定による公益社団法人又は公益財団法人となることができる。

（特例民法法人の公益法人への移行）

第一百七条 第四十四条の認定を受けた特例民法法人については、同条の認定を公益法人認定法第四条の認定とみなして、前条第一項の登記をした日以後、公益法人認定法の規定（公益法人認定法第九条第一項及び第二項を除く。）を適用する。

2 1 . 第30条 (その 1) < 公益目的事業財産の残余の財産の価額から控除するその他のもの >

公益法人認定法第30条第2項第3号の公益目的事業財産の残余の財産の価額から控除する「内閣府令で定めるもの」(法第25条第5項により読み替えて適用する場合を含む。)の額は、公益法人が公益認定を受けた日以降に公益目的事業の実施に伴い負担すべき公租公課であって、公益認定の取消しの日又は合併の日以降に確定したものとすることが適当である。

< 参 考 >

(答申の考え方)

公益目的取得財産残額は、公益認定が取り消された時又は合併により法人が消滅する時の公益目的事業財産の残余の額から、公益目的事業のために負担したその他の財産の額すべてを控除して得られる額である。控除する額として、法は公益目的事業財産以外の財産から公益目的事業のための財産の費消及び公益目的事業に係る公租公課の支払を規定している。公益目的取得財産残額の算定は認定取消し等の日を基準とするが、公租公課の支払は、当該基準日において全額確定しているとは限らないことから、認定取消し等の日以降に確定する公租公課の支払を控除額として追加することが適当である。

(関連条文)

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第三十条

2 前項に規定する「公益目的取得財産残額」とは、第一号に掲げる財産から第二号に掲げる財産を除外した残余の財産の価額の合計額から第三号に掲げる額を控除して得た額をいう。

三 公益目的事業財産以外の財産であって当該公益法人が公益認定を受けた日以後に公益目的事業を行うために費消し、又は譲渡したものと及び同日以後に公益目的事業の実施に伴い負担した公租公課の支払その他内閣府令で定めるものの額の合計額

(合併による地位の承継の認可)

第二十五条

5 第一項の認可を受けて合併により消滅する公益法人の地位を承継する新設法人についての第十八条及び第三十条第二項の規定の適用については、第十八条第一号から第四号までの規定中「公益認定を受けた日」とあるのは「その成立の日」と、同条第五号中「前各号」とある

のは「前各号及び第七号」と、同条第七号中「公益認定を受けた日の前に取得した財産であって同日以後に内閣府令で定める方法により公益目的事業の用に供するものである旨を表示した財産」とあるのは「その成立の際に合併により消滅する公益法人から承継した財産であって、当該消滅する公益法人の公益目的事業財産であったもの」と、第三十条第二項第一号中「が取得した」とあるのは「が合併により承継し、又は取得した」と、「第十八条第六号に掲げる財産にあつては、」とあるのは「第二十五条第五項の規定により読み替えて適用する第十八条第七号に掲げる財産にあつては、合併により消滅する公益法人が」と、「もの」とあるのは「もの(当該公益法人が同日以後に第十八条第七号の内閣府令で定めるところにより公益目的事業の用に供するものである旨を表示したものを除く。)」と、同項第二号中「公益認定を受けた日」とあるのは「その成立の日」と、同項第三号中「公益認定を受けた日」とあるのは「その成立の日」と、「定めるもの」とあるのは「定めるもの並びに合併により消滅する公益法人が公益認定を受けた日以後にその公益目的事業を行うために費消し、又は譲渡した公益目的事業財産以外の財産及び同日以後に当該公益法人がその公益目的事業の実施に伴い負担した公租公課の支払その他内閣府令で定めるもの」とする。

2 2 . 第30条（その2）＜公益目的取得財産残額の算定＞

公益法人認定法第30条第3項の公益目的取得財産残額の算定に関し「内閣府令で定める」必要な事項については、次のとおりとすることが適当である。

- (1) 毎事業年度末、当該年度の公益目的増減差額と公益目的保有財産の帳簿価額を合計し、公益目的取得財産残額を算出する。
- (2) 各事業年度の公益目的増減差額は、前年度末の増減差額に次のアの額を加算し、イの額を減算して得た金額とする。
 - ア 以下に掲げるものの合計額
 - (ア) 当該事業年度に寄附を受けた財産（寄附をした者が公益目的事業以外のために使用すべき旨を定めたものを除く。）の額
 - (イ) 当該事業年度に交付を受けた補助金その他の財産（財産を交付した者が公益目的事業以外のために使用すべき旨を定めたものを除く。）の額
 - (ウ) 当該事業年度に行った公益目的事業に係る活動の対価の額
 - (エ) 当該事業年度の各収益事業等から生じた収益に100分の50を乗じて得た額
 - (オ) 公益社団法人にあっては、社員が支払った経費のうち、その徴収に当たり用途が定められていないものの額に100分の50を乗じて得た金額
 - (カ) 公益社団法人にあっては、社員が支払った経費のうち、その徴収に当たり、公益目的事業に使用すべき旨が定められたものの額
 - (キ) 公益目的事業に係る事業費から控除されることとなった引当金の取崩益の額
 - (ク) 当該事業年度における公益目的保有財産の帳簿価額の減少額
 - (ケ) 当該事業年度において公益目的保有財産から生じた収益の額
 - (コ) 当該事業年度中に、吸収合併又は新設合併を行った場合の消滅法人の公益目的取得財産残額
 - (サ) 当該事業年度において、法人において公益目的事業の用に供するものとして定めた財産の額
 - イ 以下に掲げるものの合計額
 - (ア) 当該事業年度における公益目的事業に係る事業費の額
 - (イ) 当該事業年度において公益目的事業に伴って生じた損失（事業費として計上すべきもの及び法第18条ただし書の正当な理由がある場合に限る。下記(エ)において同じ。）の額
 - (ウ) 当該事業年度における公益目的保有財産の帳簿価額の増加額
 - (エ) 上記(イ)のほか、公益目的保有財産について生じた損失の額
- (3) 公益認定が取り消された場合又は一般社団法人・一般財団法人が

存続法人となる合併を公益法人が行った場合の公益目的取得財産残額は、当該取消の日又は当該合併の前日（以下「取消等の日」という。）の直前の事業年度末の公益目的増減差額と同日における公益目的保有財産（認定前に取得した法第5条第16号に定める財産を除く。）の時価の合計額とし、取消等の日までに公益目的取得財産残額の変動がある場合には、当該法人又は存続する一般社団法人・一般財団法人からの届出によってこれを増額又は減額することとする。

届出の期限は、取消等の日から3箇月とし、その変動として届出のあったもののうち、添付書類等から判断して正当なものについては、増額又は減額する。

- (4) 取消等の日から1箇月以内に法第5条第17号の規定に基づく贈与契約が成立した場合には、取消等の日から3箇月以内にその内容を記載した書面を行政庁に届け出る。
- (5) 贈与契約が成立したものとみなされる場合に行政庁が贈与額の通知をするに当たっては、取消等の日から3箇月以内に上記(3)、(4)の届出がない場合には、これらの事実がなかったものとして通知する。

< 参 考 >

（答申の考え方）

- (1) 公益認定が取り消された日又は合併の日に、公益認定を受けた日から認定取消し等の日までのすべての公益目的事業財産を合算し、公益目的事業実施のために費消、譲渡、負担したすべての財産額を控除する計算をすることは実務上極めて困難であると考えられる。

したがって、毎事業年度、公益目的取得財産残額の増減を計算し、年度末における公益目的取得財産残額を算出することが妥当と考えられる。

具体的な計算方法は、公益目的事業財産を公益目的事業のために使用すべき資金（以下「公益目的増減差額」という。）と公益目的事業用の資産（上記15の「公益目的保有財産」をいう。）に分類し、それぞれの額の合計額として算定する。公益目的増減差額は、前年度末の残高に当該年度の増加額、減少額を加算、減算して求める。公益目的保有財産の評価については、帳簿価額とする。

- (2) 公益認定の取消し等があった場合に、公益目的保有財産についてはその時点で時価評価を行い、公益目的増減差額については、直前事業年度末の価額を基準とし、実際に取消等の時点までに増減がある場合には法人の申請に基づいて修正を認めることとする。
- (3) 行政庁としては、公益目的取得財産残額が公益的な活動に使用されることを確保し、また、国・都道府県との間でみなし贈与契約が成立するかどうかを確認するため、公益目的取得財産残額の算定、贈与が適正に

行われたかどうかを把握する必要がある。そのため、法人が行政庁に対して贈与契約に係る報告を行うよう規定の整備を図ることが適当である。

- (4) 毎事業年度及び認定取消し等があった場合の公益目的取得財産残額の算定に当たり、法人の事務処理の円滑化に資するため、計算に係る書式等を今後当委員会において検討することとする。

(関連条文)

(公益認定の取消等に伴う贈与)

第三十条

- 3 前項に規定する額の算定の細目その他公益目的取得財産残額の算定に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

・ 手続的事項

【申請・届出】

1 . 第7条 < 公益認定の申請 >

- (1) 公益法人認定法第7条第1項の「内閣府令で定めるところにより」行う公益認定の申請については、次の事項を内容とする申請書の様式を定めることが適当である。
- ア 事務所所在場所については番地まで記載し、事業は事業ごとに内容を具体的に記載することとし、その他事務連絡等に必要な事項等の記載欄を設ける。
 - イ 申請書の大きさはA4とする。
- (2) 法第7条第2項第4号の経理的基礎を有することを明らかにする「内閣府令で定める書類」は、次に掲げる書類とすることが適当である。
- ア 財産目録
 - イ 貸借対照表
 - ウ 事業計画書及び収支予算書の根拠となる資料（例えば損益計算書）
 - エ その他経理的基礎を有することを確認するための書類（一定の帳簿を備え付けていること、不適正な経理を行っていないこと、財産管理の体制整備がなされていること、開示能力があること等を明らかにする書類）
- (3) 法第7条第2項第6号の「内閣府令で定める書類」は、次に掲げる書類とすることが適当である。
- ア 登記事項証明書
 - イ 役員等の名簿
 - ウ 国税、地方税の納税証明書
 - エ 上記ア～ウのほか、認定基準、欠格事由の審査のために必要な書類

< 参考 >

（答申の考え方）

- (1) 事務所所在場所、公益目的事業、収益事業等については、審査に当たり、できる限り具体的に把握しておく必要がある。また、事務の便宜上、申請書の大きさはA4で統一を図ることとする。
- (2) 経理的基礎については、財務基盤、債務超過にないこと、財産管理の体制、不適正な経理処理がされていないこと、開示能力等により判断することが考えられるところ、この経理的基礎を明らかにする書類としては、法で例示されている財産目録、貸借対照表以外に、事業計画や収支予算の根拠となる資料（例えば損益計算書）が考えられる。

- (3) 申請書の添付書類としては、申請先が正しい行政庁かどうかについては、定款のほか登記事項証明書を徴して確認する。認定基準各号（法第5条第1号から第18号）について、申請時の添付書類のいずれかで審査が可能となるよう、添付書類を定める。認定基準によっては、法人からの確認書又は誓約書の提出により審査を行う。公益目的事業比率等、認定基準であるとともに遵守事項にもなっている項目については、申請時点のみならず、毎年の決算時においても計算の内訳を同じ書式により行政庁に提出を求める。
- (4) 欠格事由各号（法第6条第1号から第6号）について、申請時の添付書類により確認をし、また、欠格事由のうち特定の事由は法人からの確認書等の提出により確認を行う。
- (5) なお、当初提出のあった書類のみでは審査資料として不十分な場合、個別に書類の提出を追加的に求めることもあり得ることとする。
- (6) 答申中の(3)エの書類としては、次のようなものが考えられるが、その詳細については、今後当委員会において検討する。

特定の者に特別の利益を与えないことを明らかにする書類

公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えない見込み、公益目的事業比率の見込み、遊休財産額が制限を超えない見込みを明らかにする書類

一定の範囲の者による理事又は監事がそれぞれ理事又は監事の総数の三分の一を超えないことを明らかにする書類

他の団体の意思決定に関与することができる一定の財産を保有する場合にあっては、当該団体の事業活動を支配するおそれがない場合であることを明らかにする書類

役員等が法第6条第1号の欠格事由に該当しないことを明らかにする書類

暴力団員等が当該法人の事業活動を支配するものではないことを明らかにする書類

上記のほか、行政庁が必要と認める事項を記載した書類

（関連条文）

（公益認定の申請）

第七条 公益認定の申請は、内閣府令で定めるところにより（1）、次に掲げる事項を記載した申請書を行政庁に提出してしなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

四 当該公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎を有することを明らかにする財産目録、貸借対照表その他の内閣府令で定める書類（2）

五 （略）

六 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める書類（3）

2 . 第11条 < 変更の認定 >

- (1) 公益法人認定法第11条第2項の「内閣府令で定めるところにより」行う変更認定の申請については、次の事項を内容とする申請書の様式を定めることが適当である。
- ア 事務所所在場所については番地まで記載し、事業は事業ごとに内容を具体的に記載することとし、その他事務連絡等に必要な事項等の記載欄を設ける。
 - イ 申請書の大きさはA4とする。
- (2) 申請書に添付する法第11条第3項の「内閣府令で定める書類」については、次に掲げる変更の種類に応じ、それぞれ次に定める書類とすることが適当である。
- ア 公益目的事業を行う都道府県の区域の変更
 - (ア) 公益目的事業を行う都道府県の区域の定めを変更する定款の変更案
 - (1) 当該変更を決議した理事会の議事録
 - イ 事務所の所在場所の変更
 - (ア) 主たる事務所の所在場所の変更の場合には、主たる事務所の所在場所の定めを変更する定款の変更案、当該変更を決議した理事会の議事録
 - (1) 従たる事務所の所在場所の変更（新設又は廃止を含む。）の場合には、当該変更を決議した理事会の議事録
 - (ウ) 上記変更に係る登記事項証明書（変更の認定を受けた後に提出。）
 - ウ 公益目的事業の種類又は内容の変更、収益事業等の内容の変更、事業の変更及び定款の変更を決議した理事会の議事録、定款の変更案、事業計画書の変更案及び収支予算書の変更案、変更後の公益目的事業比率の見込みのほか、変更に応じ次に掲げる書類
 - (ア) 合併に係る変更の場合にあっては合併契約書の写し
 - (1) 許認可等行政機関からの許認可を受ける必要がある場合にあってはその許認可証明書
 - エ 上記アからウのほか、行政庁が必要と認める事項を記載した書類

< 参考 >

（答申の考え方）

公益法人の事業地や事業内容については、適宜に変更を可能とする要請が公益法人にある一方、行政庁は、引き続き法人が公益目的事業比率等の認定基準を満たしていることを確認するとともに、事業に必要な行政機関の許認可等の変動を把握しておく必要がある。

このような二つの要請に対しては、届出のみで足る軽微な変更事項の活用も視野に入れて応えることが望ましく、法で列挙された変更認定に係る事項については、できる限り具体的な内容を把握し、関連する文書の添付を求めることが適当である。

(関連条文)

(変更の認定)

第十一条

- 2 前項の変更の認定を受けようとする公益法人は、内閣府令で定めるところにより⁽¹⁾、変更に係る事項を記載した申請書を行政庁に提出しなければならない。
- 3 前項の申請書には、内閣府令で定める書類⁽²⁾を添付しなければならない。

3 . 第13条 < 変更の届出 >

- (1) 公益法人認定法第13条第1項の「内閣府令で定めるところにより」行う変更の届出については、次のとおりとすることが適当である。
- ア A4の大きさの届出書に、届出に係る変更内容を具体的に記載することとし、その他事務連絡等に必要な事項の記載欄を設けるなど届出書の様式を定める。
- イ 次に掲げる変更の種類に応じ、それぞれ次に定める書類を添付する。
- (ア) 法人の名称の変更
- a 名称の定めを変更した定款
- b 当該変更に係る登記後の登記事項証明書
- (イ) 法人の代表者の氏名の変更
- a 当該変更に係る登記後の登記事項証明書
- b 認定基準や欠格事由との関係を確認するための書類（変更に係る、特別の利益を与えず、理事の構成が偏らず、欠格事由に該当しないことを明らかにする書類）
- (ウ) 定款の変更
- a 変更後の定款
- b 定款の新旧対照表
- c 定款変更に係る社員総会決議又は評議会決議の議事録
- d 定款変更後の登記事項証明書（登記事項に係る変更である場合に限る。）
- (I) 法第13条第1項第4号の「内閣府令で定める事項」の変更（（2）参照）にあつては、次に掲げる変更の種類に応じ、それぞれ次に掲げる書類
- a 理事、監事、評議員の変更
- (a) 変更後の役員等の名簿
- (b) 変更後の登記事項証明書
- (c) 認定基準や欠格事由との関係を確認するための書類（変更に係る、特別の利益を与えず、理事等の構成が偏らず、欠格事由に該当しないことを明らかにする書類）
- b 会計監査人の変更 変更後の会計監査人に係る監査契約書
- c 役員等報酬等の支給基準の変更
- (a) 変更後の役員等報酬等の支給基準
- (b) 変更決議に係る理事会の議事録
- d 事業に必要な行政機関の許認可等の変更 当該変更の事実を証する書類
- (2) 第13条第1項第4号において、変更の場合に届け出る事項として「内閣府令で定める事項」は、次のとおりとすることが適当である。

- ア 理事、監事、評議員又は会計監査人（理事、監事又は評議員にあっては、任期満了に伴い選任された場合を除く。）
- イ 役員等報酬等の支給の基準（行政庁に定期的に提出される場合を除く。）
- ウ 事業を行うに当たり必要な行政機関の許認可等

< 参 考 >

（答申の考え方）

- (1) 事務の簡素合理化という要請の一方、必要十分な情報の把握という要請があるという点については、変更認定の場合と同様である。
変更点については、できる限り具体的に内容を把握するとともに関連文書の添付を求めることが適当である。届出書には変更内容を具体的に記載することとし、名称変更の場合は名称の定めを変更した定款、変更後の登記事項証明書、役員等の異動の場合の認定基準充足や欠格事由非該当の確認書等、変更事項に応じた関連文書を添付することを定める。また、届出書の大きさは、事務の便宜上、A 4 とする。
- (2) 届出事項として追加するものは、役員等の異動、許認可等の変更等、行政庁として遅滞なく把握しておくべき必要不可欠な事項とする。具体的には、代表者以外の理事、監事、評議員、会計監査人の変更、事業に法令上必要な行政機関の許認可等の変更、役員等報酬等支給基準の変更とする（ただし、法第22条に基づき行政庁に定期的に提出される場合を除く。）。

（関連条文）

（変更の届出）

第十三条 公益法人は、次に掲げる変更（合併に伴うものを除く。）があったときは、内閣府令で定めるところにより（1）、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

四 前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項（2）の変更

4 . 第24条 < 合併等の届出 >

公益法人認定法第24条の「内閣府令で定めるところにより」行う合併等の届出については、次のとおりとすることが適当である。

- (1) 合併等の届出を行う者は、理事会においてその決議をしたときは、遅滞なく、契約の対象、相手方、効力の発生時期等についての具体的内容やその他事務連絡等に必要な事項を記載したA4の届出書を行政庁に提出する。
- (2) 届出書には、次に掲げる行為の種類に応じ、それぞれ次に定める書類を添付する。

ア 合併

(ア) 合併契約書の写し

(イ) 当該合併契約を締結した法人の定款及び登記事項証明書

(ウ) 当該合併契約をした法人の財産目録等（法第21条第4項に定めるものをいう。以下同じ。）

(エ) 合併後に存続する法人の定款の案、事業計画書及び収支予算書、登記事項証明書（ただし合併後、遅滞なく提出。）

イ 事業の全部又は一部の譲渡

(ア) 当該譲渡に係る契約書の写し

(イ) 事業を譲渡する法人の定款の案、事業計画書、収支予算書及び譲渡契約時の財産目録等

ウ 公益目的事業の全部の廃止 廃止後の定款の案及び廃止時の財産目録等

< 参 考 >

（答申の考え方）

本条で列挙された届出事項について、契約の対象、相手方、効力の発生時期等内容を具体的に記載した届出書を提出し、できる限り詳細に内容を把握するとともに、合併の場合は合併契約書の写し、合併後の存続法人の定款案等、事業譲渡の場合は事業譲渡契約書の写し、譲渡先法人の定款等届出事項に応じた関連文書の添付を求め、あわせて他の変更がある場合の、変更の届出の規定を準用することが適当である。

事業の全部譲渡や公益目的事業の全部廃止のように公益認定の効力にかかわる事項が含まれており、行政庁としてできるだけ早期にその事実を把握するためには、当該事項に係る理事会決議後遅滞なく法人から届出があることが望ましいと考えられる。

また、他の場合と同様に、届出書の大きさはA4とするのが適当である。

(関連条文)

(合併等の届出)

第二十四条 公益法人は、次に掲げる行為をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を行政庁に届け出なければならない。

- 一 合併（当該合併に関し第十一条第一項の変更の認定の申請をする場合又は次条第一項の認可の申請をする場合を除く。）
- 二 事業の全部又は一部の譲渡（当該事業の譲渡に関し第十一条第一項の変更の認定の申請をする場合を除く。）
- 三 公益目的事業の全部の廃止

【財務書類の備置き及び閲覧等】

5. 第21条 < 毎事業年度、作成する書類の種類、作成方法 >

- (1) 公益法人認定法第21条第1項の「内閣府令で定める書類」は、事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資に係る見込みを記載した書類とすることが適当である。
- (2) 法第21条第1項の書類の作成に係る内閣府令においては、収支予算書は正味財産増減計算の方法で作成するとともに、各事業に係る事業費と管理費を区分して表示することを定めることが適当である。
- (3) 法第21条第2項第4号の「内閣府令で定める書類」は、貸借対照表の負債の部の合計額が50億円以上の法人について、キャッシュ・フロー計算書とすることが適当である。
- (4) 法第21条第2項の書類の作成に係る内閣府令においては、財産目録、貸借対照表、これらの附属明細書では、第5条第16号に基づく財産である旨を表示することを定めることが適当である。

< 参考 >

(答申の考え方)

- (1) 毎事業年度開始前に作成、備え置くべき書類は予算関係資料とすることが妥当であり、公益法人においては、事業計画書と収支予算書で基本的には代表されるものと考えられる。
ただし、新公益法人会計基準においては、正味財産増減計算書が財務諸表の一つと位置づけられ、従来の収支計算書は内部管理事項とされたところであるが、収支計算書の重要な要素であった借入れと設備投資については、正味財産増減計算書からは把握されない。このため、規律ある財務運営を求める観点から、これらに係る予算をそれが機関の議事録等法人内部で適切な手続を経て決定されていることを証する書類とともに、収支予算書に添付することを求めることが適当である。
- (2) 収支予算書については、新公益法人会計基準に対応し、正味財産増減計算の方法で作成するとともに、本法における収益事業等の区分経理への対応として、各事業費と管理費を区分して経理することを求めることが適当である。
- (3) 公益法人は、一般社団・財団法人法に基づいて貸借対照表、損益計算書、事業報告書及びこれらの附属明細書を、本条に基づいて財産目録を、それぞれ作成し、備え置くこととされている。したがって、その他に作成し、備え置くべき書類としては、大規模法人についてキャッシュ・フロー計算書を追加することが考えられる。特に大規模法人においては、公益目的事業比率等の計算上、資金収支上の金額を算入することが考えられるからである。
- (4) また、作成方法の定めについては、財産目録、貸借対照表及びこれら

の附属明細書において、法第5条第16号に基づく財産である旨を表示することを定めることが適当である。

(関連条文)

(財産目録の備置き及び閲覧等)

第二十一条 公益法人は、毎事業年度開始の日の前日までに(公益認定を受けた日の属する事業年度にあっては、当該公益認定を受けた後遅滞なく) 内閣府令で定めるところにより⁽²⁾、当該事業年度の事業計画書、収支予算書その他の内閣府令で定める書類⁽¹⁾を作成し、当該事業年度の末日までの間、当該書類をその主たる事務所に、その写しをその従たる事務所に備え置かなければならない。

2 公益法人は、毎事業年度経過後三箇月以内に(公益認定を受けた日の属する事業年度にあっては、当該公益認定を受けた後遅滞なく) 内閣府令で定めるところにより⁽⁴⁾、次に掲げる書類を作成し、当該書類を五年間その主たる事務所に、その写しを三年間その従たる事務所に備え置かなければならない。

四 前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める書類⁽³⁾

・その他の事項

【答申、勧告】

1 .第44条第1項、第46条第2項<委員会の答申、勧告の内容の公表の方法>

公益法人認定法第44条第1項及び第46条第2項（第52条、第54条により都道府県の合議制の機関について準用されている場合を含む。）の当委員会の答申、勧告の内容の公表に係る内閣府令において、当該公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うことを定めることが適当である。

< 参 考 >

（答申の考え方）

当委員会の答申、勧告の内容の公表については、公表の迅速性、アクセスの容易さやその可能性を考慮すると、インターネット（当委員会のホームページへの掲載）による公表を基本とすることが適当と考えるが、その他の公表、広報手段を排除するものではない。

（関連条文）

（答申の公表等）

第四十四条 委員会は、諮問に対する答申をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その内容を公表しなければならない。

（委員会による勧告等）

第四十六条 （略）

2 委員会は、前項の勧告をしたときは、内閣府令で定めるところにより、当該勧告の内容を公表しなければならない。

（答申の公表等）

第五十二条 第四十四条の規定は、合議制の機関について準用する。この場合において、同条第二項中「内閣総理大臣」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

（合議制の機関による勧告等）

第五十四条 第四十六条の規定は、合議制の機関について準用する。この場合において、同条第一項中「前条第一項若しくは第二項」とあるのは「第五十三条第二項において準用する前条第一項若しくは第二項」と、「第五十九条第一項」とあるのは「第五十九条第二項」と、同項及び同条第三項中「内閣総理大臣」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

2 . 第51条 < 都道府県の合議制の機関が諮問を要しない事項と認める場合の基準 >

公益法人認定法第51条において読み替えて準用する第43条第1項ただし書及び同条第3項ただし書の都道府県の合議制の機関が諮問を要しないものと認める場合の「政令で定める基準」は、当面、定めないことが適当である。

< 参 考 >

(答申の考え方)

当委員会は、公益認定及び監督処分等について、内閣総理大臣から諮問を受けるが、事務の合理化の観点から、当委員会の決定により一定の事項について諮問を要しないものと認めることができる。

都道府県の合議制の機関も、同様の決定が基本的には可能であるが、都道府県の間で諮問事項の範囲が著しく異なるのは制度の運用の全国的な統一性を図る観点から好ましくないため、政令で定める基準に従って、諮問不要事項を定めることとなっていると解される。本基準を定めるに当たっては、当委員会での諮問不要事項に係る決定を踏まえることが適当であるが、その決定は実務の蓄積を待って行う必要があると考えられる。したがって、本基準は、当面、定めないことが適当である。

(関連条文)

第五十一条により読み替えて準用する第四十三条

- 1 都道府県知事は、次に掲げる場合には、第八条又は第二十八条第五項（第二十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定による許認可等行政機関の意見（第六条第三号及び第四号に該当する事由の有無に係るものを除く。）を付して、第五十条第一項に規定する合議制の機関（以下この条において単に「合議制の機関」という。）に諮問しなければならない。ただし、合議制の機関が政令で定める基準に従い諮問を要しないものと認めたものについては、この限りでない。
- 3 都道府県知事は、第一項第一号に規定する処分、第二十八条第三項の規定による命令又は第二十九条第一項第二号若しくは第三号若しくは第二項の規定による公益認定の取消しについての行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による異議申立てに対する決定をしようとする場合には、次に掲げる場合を除き、合議制の機関に諮問しなければならない。ただし、合議制の機関が政令で定める基準に従い諮問を要しないものと認めたものについては、この限りでない。

【報告】

3 . 第27条第1項<法人に対する報告徴収の手續>

公益法人認定法第27条第1項の「内閣府令で定めるところにより」行う報告については、次のような手續を定めることが適當である。

- (1) 行政庁が公益法人に対して報告を求めるときは、報告の様式、提出期限、その他必要な事項を相手方に書面で示すものとする。
- (2) 公益法人が報告を求められたときは、報告書を提出するものとする。

< 参 考 >

(答申の考え方)

報告徴収の手續は、書面で行うことを基本とし、行政庁は法人に報告の様式、提出期限等を示し、法人は行政庁に報告書を提出するという内容を定めることが適當である。

(関連条文)

(報告及び検査)

第二十七条 行政庁は、公益法人の事業の適正な運営を確保するために必要な限度において、内閣府令で定めるところにより、公益法人に対し、その運営組織及び事業活動の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該公益法人の事務所に立ち入り、その運営組織及び事業活動の状況若しくは帳簿、書類、その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

【公益目的事業】

4 . 別表第23号 < 公益目的事業の種類追加 >

公益法人認定法別表第23号の「公益に関する事業として政令で定めるもの」については、当面、定めないことが適当である。

< 参 考 >

(答申の考え方)

公益目的事業の種類は、現在一般に公益と考えられているような事業であれば、昨年成立した本法別表第1号から第22号のいずれかに含まれるよう包括的に定められていると考えられる。したがって、別表第23号の政令は、当面、定めないとすることが適当である。ただし、将来において、社会・経済情勢の変化により明らかに既存の種類の実業ではとらえきれないものが生じたと認められる場合には追加を検討することとする。

(関連条文)

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

四 公益目的事業 学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいう。

別表

二十三 前各号に掲げるもののほか、公益に関する事業として政令で定めるもの

・一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（整備法）関係

・一般社団法人・一般財団法人への移行認可等

【公益目的支出計画の作成】

1. 第119条第1項（その1）＜公益目的財産額の算定方法及び算定の時期＞

整備法第119条第1項の「貸借対照表上の純資産額を基礎として内閣府令で定めるところにより算定した額」については、次のとおりとすることが適当である。

(1) 公益目的財産額は貸借対照表上の純資産額を以下により調整した額とする。

ア 土地や有価証券等は、時価により評価した額と帳簿価額との差額を純資産額から加減算する。

イ 引当金（準備金その他の勘定により負債として計上されるものを含み、賞与引当金及び退職給付引当金を除く。）の額は、純資産額に加算する。

ウ 一般社団・財団法人法第131条の基金の額は純資産額から減算する。

(2) 申請時における公益目的財産額の算定は申請の直近の決算等に基づくものとし、移行の登記の日を含む事業年度等に係る貸借対照表により必要な調整を行う。

< 参 考 >

（答申の考え方）

各項目についての考え方は次のとおりである。

(1) 算定方法

ア 公益目的財産額は移行後に公益の目的のために支出すべき額であり、公益目的財産額が法人が移行の時点で保有している資産の実際の価額と大きく乖離した額に算定された場合、本来公益の目的のために使用されるべき財産の額が適正に公益の目的のために使用されないこととなる。このため、建物や什器備品等の資産の簿価は、減価償却等により時価とそれほど乖離しないと考えられることから、これらの資産については適正に作成された貸借対照表における簿価を公益目的財産額算定における評価額とするが、土地や有価証券、書画・骨とう等、時価と貸借対照表上の簿価とが大きく乖離している蓋然性が高い資産の額については、簿価ではなく時価により評価した額とすることが適当である。

なお、時価により評価すべき資産の額を算定する方法については、固定資産税評価額や路線価を基に算定した額を土地の評価額

の算定方法として許容するなど、法人にとって過重な負担とならない方法を当委員会において検討する。

また、土地等を時価によって評価した額で算定したために公益目的財産額が高額となる一方、法人の事情により公益目的支出計画による毎年度の公益の目的のための支出が公益目的財産額に比して少額とならざるを得ない場合などについては、長期間の公益目的支出計画が可能であるとする方向で、当委員会において検討する。

イ 公益目的財産額算定において、引当金（準備金その他の勘定により貸借対照表の負債の部に計上されるものを含む。以下イにおいて同じ。）について貸借対照表に計上された額に基づき資産の額又は負債の額を算定することとすると、引当金を過大に計上することへの誘因となりかねない。

このため、引当金は、公益目的財産額算定においては資産又は負債として取り扱わず、移行後にその目的に従った取崩しがされた時点で公益目的財産残額から控除することが適当である。

しかしながら、職員の労働の対価として支払われる賞与や退職給付のための引当金については、実際に引当金の目的に従った取崩しの時点までに、引当金の対象となる業務の変更があり得るため、一律に当該取崩し額を公益目的財産残額から控除できるものとは限らないことから、移行時点で適正に計上された賞与引当金及び退職給付引当金については、公益目的財産額算定において負債として取り扱うことが適当である。

ウ 特例社団法人が一般社団・財団法人法第131条の基金を引き受ける者の募集をした場合、その総額は、貸借対照表の純資産の部に計上されるものの、法人は基金の拠出者に対して同条の規定により返還義務を負うことから、公益目的財産額の算定においては、貸借対照表上の純資産額から基金の総額を控除することが適当である。

(2) 算定の時期

法人の過度の負担を避けるため、整備法第45条の移行認可の申請に当たっては、各法人の通常の決算期に作成した貸借対照表に基づいて公益目的財産額を算定するとともに、移行までに生じた財産の変動を通常の一般社団法人・一般財団法人への移行後に公益目的財産額に反映させることにより、公益目的財産額が適正に算定されるものとするのが適当である。

(関連条文)

(公益目的支出計画の作成)

第百十九条 第四十五条の認可を受けようとする特例民法法人は、当該認可を受けたときに解散するものとした場合において旧民法第七十二条の規定によれば当該特例民法法人の目的に類似する目的のために処分し、又は国庫に帰属すべきものとされる残余財産の額に相当するものとして当該特例民法法人の貸借対照表上の純資産額を基礎として内閣府令で定めるところにより算定した額が内閣府令で定める額を超える場合には、内閣府令で定めるところにより、当該算定した額（以下この款において「公益目的財産額」という。）に相当する金額を公益の目的のために支出することにより零とするための計画（以下この款において「公益目的支出計画」という。）を作成しなければならない。

2. 第119条第1項(その2)(第117条第2号を含む。) < 公益目的支出計画の作成を要する公益目的財産額 >

整備法第119条第1項の「内閣府令で定める額」については、零とすることが適当である。

< 参 考 >

(答申の考え方)

公益目的財産額が少額である場合、公益目的支出計画を実施する法人の負担及び監督する行政庁の負担に公益の目的のために使用される額(=公益目的財産額)が見合わないであろうから、公益目的支出計画の作成が必要となる公益目的財産額を一定の金額以上にするという考え方もあり得る。

しかしながら、公益目的財産額が少額であれば、通常の場合、短期に公益目的支出計画の実施が完了し、法人・行政庁とも事務的な負担はそれほど大きくないと考えられること、今般の公益法人制度改革の趣旨が「民による公益活動の推進」であることから、たとえ少額の財産であっても、本来公益の目的のために使用されるべき財産については民によって公益活動に使用されることが制度改革の趣旨にかなうことなどを勘案して、公益目的支出計画の作成が必要となるのは、公益目的財産額が零を超えた場合とすることが適当である。

(関連条文)

(公益目的支出計画の作成)

第百十九条 第四十五条の認可を受けようとする特例民法法人は、当該認可を受けたときに解散するものとした場合において旧民法第七十二条の規定によれば当該特例民法法人の目的に類似する目的のために処分し、又は国庫に帰属すべきものとされる残余財産の額に相当するものとして当該特例民法法人の貸借対照表上の純資産額を基礎として内閣府令で定めるところにより算定した額が内閣府令で定める額を超える場合には、内閣府令で定めるところにより、当該算定した額(以下この款において「公益目的財産額」という。)に相当する金額を公益の目的のために支出することにより零とするための計画(以下この款において「公益目的支出計画」という。)を作成しなければならない。

3 . 第119条第1項（その3）＜公益目的支出計画の記載事項等＞

整備法第119条第1項の「内閣府令で定めるところにより」作成しなければならないものとされる公益目的支出計画の記載事項等については、次のとおりとすることが適当である。

(1) 公益目的支出計画の記載事項について

ア 法人の名称及び所在場所

イ 公益目的財産額

ウ 公益目的支出計画において、公益の目的のための支出として当該法人が実施するもの（事業年度ごとに記載）

エ 公益目的支出計画において、公益目的事業又は整備法第45条の認可を受けた後も継続して行う不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する目的に関する事業である事業を実施する場合にあっては、事業を行う主たる事業所又は施設等の名称及び所在場所、事業の受益者（事業年度ごとに記載）

オ 公益法人認定法第5条第17号に規定する者に対する寄附を行う場合にあっては、寄附の相手先の名称及び主たる事務所の所在場所並びに当該寄附に係る寄附金に用途の制約をする場合には当該用途（事業年度ごとに記載）

カ 公益目的支出計画における公益の目的のための支出の額（事業年度ごとに記載）

キ 公益目的支出計画における公益の目的のための支出をした事業に係る収入がある場合にあっては、当該収入の額（事業年度ごとに記載）

ク 公益目的財産額算定時に時価評価した資産の明細

ケ 公益目的財産額算定時の貸借対照表における引当金（準備金その他の勘定により負債として計上されるものを含む。）の明細

コ 毎事業年度のカ及びキの収支差額

サ 公益目的財産残額（事業年度ごとに記載）

シ 公益の目的のための支出をするために必要な体制や財源等の確保の見込み

ス 公益目的支出計画の実施の完了予定年月日

セ 合併の予定の有無、合併が予定されている場合はその予定時期

(2) 公益の目的のための支出の定義及び算定方法について

ア 公益の目的のための支出の額は、損益計算書における費用の額により算定する。

イ 公益の目的のための支出の額として公益目的財産残額から控除することができる額は、以下の額とする。

(ア) 公益目的支出計画の実施に係る事業費の額

(イ) (ア)のほか、公益目的支出計画の実施に要する資産を他の資産と区分して経理する場合における当該資産について生ずる売却損等の額。なお、公益目的財産額算定において時価で算定した資産については、当該評価額を損失の基準額とする。

ウ 上記イ(ア)の事業費の額のうち引当金（準備金その他の勘定により負債として計上されるものを含み、賞与引当金及び退職給付引当金を除く。エにおいて同じ。）に繰り入れた額については、その事業年度においては「公益の目的のための支出」とせず、当該引当金をその目的に従って取崩しを行った事業年度において公益目的財産残額から控除できるものとする。

エ 公益目的支出計画上の事業以外の事業に関し、移行時点において計上していた引当金については、移行後、当該引当金の目的に従って取崩しをした場合は、当該取崩しをした事業年度において、公益目的財産残額から控除できるものとする。

オ 移行法人は、損益計算書において、公益目的支出計画を実施するためのものはその他のものと区分して表示するものとする。また、必要な場合は貸借対照表においても公益目的支出計画を実施するためのものはその他のものと区分して表示するものとする。

(3) 公益の目的のための支出から控除すべき収入の定義及び算定方法について

公益の目的のための支出から控除すべき収入の額は、以下の額とする。

ア 当該事業年度の公益目的支出計画の実施の対価として得る財産の額

イ アのほか、公益目的支出計画の実施に要する資産を区分して経理する場合における当該事業年度の当該資産から生ずる売却益等の額

ウ 公益目的支出計画の実施に充てることが明らかな収益の額

< 参 考 >

(答申の考え方)

各項目についての考え方は次のとおりである。

(1) 公益目的支出計画の記載事項

移行認可申請において提出された公益目的支出計画を適正に審査するため、整備法第119条第2項に規定する事項を詳細かつ具体化するとともに、公益目的支出計画の実施の完了予定日や合併の予定の有無等、公益目的支出計画の実施状況についての適切な監督に資する情報についても記載するものとするのが適当である。

(2) 公益の目的のための支出の定義及び算定方法

ア 損益計算書は、一般社団・財団法人法に基づき作成する計算書類の一つである。他方、一般社団・財団法人法においては現行公益法人が作成する収支計算書の作成義務がない。また、収支計算書においては単に資産の形態が振り替わるだけのものでも支出として計上可能であり、公益目的支出計画の趣旨からそれを公益の目的のための支出として認めることは適当ではないことなどから、「公益の目的のための支出の額」は、損益計算書における費用の額により判断することが適当である。

イ 「公益の目的のための支出の額」を損益計算書における費用の額により判断することとした場合、公益目的支出計画を実施するために使用していた資産を売却した場合や滅失した場合等の損失は、簿価と実際の資産価額とを調整する効果があることから、これらを「公益の目的のための支出」と同様の取扱いとすることが適当である。この場合においては、公益目的財産額算定において時価により算定した額を評価額とした資産を売却した場合や滅失した場合等の損失については、当該時価評価した額を基準とすることが適当である。なお、資産の評価減を行った場合の評価損は、確定した損失ではないことから「公益の目的のための支出」と同様に取り扱いわないこととする。

ウ 引当金（準備金その他の勘定により貸借対照表の負債の部に計上されるものを含み、賞与引当金及び退職給付引当金を除く。以下ウにおいて同じ。）への繰入れについては、繰入れをした事業年度で公益の目的のための支出とせず、引当金の目的に従って取崩しをした事業年度において公益目的財産残額から控除できるものとするが適当である。

エ 1 (1)イを参照。

オ なお、公益の目的のための支出の額が損益計算書から正確に把握することができるよう、移行法人は、損益計算書において、公益目的支出計画を実施するためのものはその他のものと区分して表示するものとする。また、公益目的支出計画の実施に要する資産に係る費用を公益の目的のための支出とする場合は、貸借対照表においても当該資産は他のものと区分して表示するものとする。

(3) 公益の目的のための支出から控除すべき収入の定義及び算定方法

公益目的支出計画の制度は、公益法人として保有した公益の目的のために使用されるべき財産の額を、移行後に自らが行う公益に関する事業や公益法人等への寄附によって支出していくものである。他方、補助金や用途が特定された寄附金等公益目的支出計画上の事

業に要する支出のみに充てることとされる収入や公益目的支出計画上の事業の実施の対価については、移行後新たに公益の目的のために使用することを義務付けられた性質のものである。

すなわち、これらの収入によって行われた支出は、移行前に公益の目的のために使用されるべき金額である公益目的財産額を減らす効果はないものであることから、当該収入を公益の目的のための支出から控除すべき収入とするのが適当である。

(関連条文)

(公益目的支出計画の作成)

第百十九条 第四十五条の認可を受けようとする特例民法法人は、当該認可を受けたときに解散するものとした場合において旧民法第七十二条の規定によれば当該特例民法法人の目的に類似する目的のために処分し、又は国庫に帰属すべきものとされる残余財産の額に相当するものとして当該特例民法法人の貸借対照表上の純資産額を基礎として内閣府令で定めるところにより算定した額が内閣府令で定める額を超える場合には、内閣府令で定めるところにより、当該算定した額（以下この款において「公益目的財産額」という。）に相当する金額を公益の目的のために支出することにより零とするための計画（以下この款において「公益目的支出計画」という。）を作成しなければならない。

4 . 第119条第2項第1号八<その他公益の目的のための支出>

整備法第119条第2項第1号八の「その他の内閣府令で定める支出」については、整備法第45条の認可を受けた後も継続して行う不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する目的に関する事業のための支出（整備法第119条第2項第1号イに掲げるものを除く。）とすることが適当である。

< 参 考 >

（答申の考え方）

公益の目的のための支出の対象となる公益活動については、整備法第45条の認可を受けた後も継続して行う不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する目的に関する事業を内閣府令で定めれば、現時点では特に不足はないと考えられる。なお、新たに政策的に公益活動として促進すべきものが生じた場合など、将来において明らかに本規定では捉えきれないようなものが生じたときに、内閣府令で定めることが適当である。

（関連条文）

（公益目的支出計画の作成）

第百十九条

2 公益目的支出計画においては、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

一 公益の目的のための次に掲げる支出

イ 公益目的事業のための支出

ロ 公益法人認定法第五条第十七号に規定する者に対する寄附

ハ 第四十五条の認可を受けた後も継続して行う不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する目的に関する事業のための支出（イに掲げるものを除く。）その他の内閣府令で定める支出

5 . 第119条第2項第2号< 公益の目的のための支出額から収入額を控除する方法 >

整備法第119条第2項第2号の「内閣府令で定めるところにより」算定することとされている各事業年度末における公益目的財産残額については、公益目的財産額から、以下の から を控除した額（ を が超過する場合は零とする。）を控除した額とすることが適当である。

公益目的支出計画初年度から当該事業年度までの「支出」の合計額
公益目的支出計画初年度から当該事業年度までの「収入」の合計額

< 参 考 >

(答申の考え方)

各事業年度ごとに「支出」から「収入」を控除し、その額を前事業年度末における公益目的財産残額から控除する方法によるものとした場合、「収入」超過の事業年度において、その超過額の取扱いが問題となる。

「支出」から「収入」を控除するに当たって、各事業年度ごとにこれらの額を算定するのではなく、「公益目的支出計画初年度から当該事業年度までの「支出」の合計額から公益目的支出計画初年度から当該事業年度までの「収入」の合計額を控除して得た額を公益目的財産額から控除して得た額」を当該事業年度末における公益目的財産残額とすれば、当該事業年度までの各事業年度の収支の結果にかかわらず、当該事業年度までの収支と当該事業年度末における公益目的財産残額の公益目的財産額からの減少額は一致する。したがって、この方法を採用することが適当である。

なお、「支出」の合計額を「収入」の合計額が超過する場合は、当該事業年度において公益目的財産額から控除できる額を零とすることで、公益目的財産額と公益目的財産残額との調整を図ることとする。

(関連条文)

(公益目的支出計画の作成)

第百十九条

2 公益目的支出計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

二 公益目的財産額に相当する金額から前号の支出の額（当該支出をした事業に係る収入があるときは、内閣府令で定めるところにより、これを控除した額に限る。）を控除して得た額（以下この款において「公益目的財産残額」という。）が零となるまでの各事業年度ごとの同号の支出に関する計画

6 . 第119条第2項第3号< 公益の目的のための支出を確保するために必要な事項として公益目的支出計画に記載する事項 >

整備法第119条第2項第3号の公益の目的のための支出を確保するために必要な事項として「内閣府令で定める事項」については、公益の目的のための支出をするために必要な体制や財源等の確保の見込みを公益目的支出計画に記載することが適当である。

< 参 考 >

(答申の考え方)

移行法人が公益目的支出計画を確実に実施すると見込まれるものかどうか(整備法第117条第2号参照)を行政庁が判断するためには、移行後の各事業年度において移行法人が公益の目的のための支出をするためにどのような財源が見込まれるか、また、当該事業の実施のために必要な人員や設備をどのように確保できるか、事業を行うために必要な許認可等を受けているかなどについて把握することが必要であると考え。したがって、これらの事項を「公益の目的のための支出を確保するために必要な事項」として公益目的支出計画に記載させることが適当である。

(関連条文)

(公益目的支出計画の作成)

第百十九条

2 公益目的支出計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

三 前号に掲げるもののほか、第一号の支出を確保するために必要な事項として内閣府令で定める事項

【移行認可の申請手続】

7. 第120条第1項<移行認可申請書の記載事項等>

整備法第120条第1項の「内閣府令で定めるところにより」行うこととされている第45条の認可の申請の申請書については、次のとおりとすることが適当である。

(1) 記載事項は次のとおりとし、その他事務連絡等に必要な事項等の記載欄を設ける。

ア 申請をする法人の名称、代表者氏名、主たる事務所及び従たる事務所の所在場所（番地まで記載）

イ 移行認可後の法人の名称

ウ 旧主務官庁の名称

(2) 申請書の大きさはA4とする。

< 参 考 >

(答申の考え方)

行政庁は、整備法第120条第1項各号で規定した記載事項のほか、

(1) 移行認可後の法人の名称

(2) 整備法第120条第4項に基づき意見聴取する旧主務官庁の名称を把握し、審査に当たる必要がある。

なお、行政庁における事務の便宜上、申請書の大きさはA4で統一することが適当である。

(関連条文)

(認可の申請手続等)

第百二十条 第四十五条の認可の申請は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を行政庁に提出してしなければならない。

一 名称及び代表者の氏名

二 主たる事務所及び従たる事務所の所在場所

8 . 第120条第2項第3号< 公益目的財産額等を記載する書類の記載事項 >

整備法第120条第2項第3号の「内閣府令で定める書類」については、次の事項を記載したものとすることが適当である。

- (1) 公益目的財産額
- (2) 時価により評価額を算定した資産について、帳簿価額、時価により算定した評価額及びその算定方法
- (3) 引当金（貸借対照表の負債の部に計上すべき準備金を含む。以下同じ。）の明細

< 参 考 >

（答申の考え方）

公益目的財産額及びその計算を記載した書類には、公益目的財産額のほか、

- (1) 貸借対照表上の評価額とは異なる額によって公益目的財産額を算定する時価評価した資産についての帳簿価額、評価額及び算定方法
- (2) 貸借対照表と異なる取扱いをするものも含まれる引当金の明細を記載させることが適当である。

（関連条文）

（認可の申請手続等）

第一百二十条

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

三 公益目的財産額及びその計算を記載した内閣府令で定める書類

9 . 第120条第2項第4号 < 移行認可申請書に添付する法人の財務内容を示す書類 >

整備法第120条第2項第4号の「認可申請法人の財務内容を示す書類として内閣府令で定めるもの」については、次のとおりとすることが適当である。

- (1) 財産目録
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書

< 参 考 >

(答申の考え方)

公益目的支出計画に記載された毎年度の公益の目的のための支出の額が適当なものか審査するためには、移行前における支出の状況を確認することが必要と考えられることから、整備法第120条第2項第4号で例示されている財産目録及び貸借対照表に加え、損益計算書を添付書類とすることが適当である。

(関連条文)

(認可の申請手続等)

第百二十条

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

四 財産目録、貸借対照表その他の認可申請法人の財務内容を示す書類として内閣府令で定めるもの

10 . 第120条第2項第6号 < 移行認可申請書添付書類 >

整備法第120条第2項第6号の「内閣府令で定める書類」については、次のものとするのが適当である。

- (1) 公益目的支出計画の完了までの法人の収支の見込みを明らかにする書類
- (2) 時価評価した資産の評価額の算定の根拠となる書類
- (3) 事業報告
- (4) 当該特例民法法人の登記事項証明書
- (5) 定款の変更について必要な手続を経ていることを証する書類
- (6) その他行政庁が必要と認める書類

< 参 考 >

(答申の考え方)

各項目についての考え方は次のとおりである。

- (1) 移行後、公益目的支出計画に関する事業のほかに、どのような事業を実施し、収支がどのようになる見込みであるかについては、公益目的支出計画が適正であり実施可能であることを判断するために必要な情報であることから、公益目的支出計画に関する事業以外も含めた法人全体の収支の見込みを明らかにする書類を添付書類とすることが適当である。
- (2) 公益目的財産額の算定において、時価により評価したものの算定が適正であるかどうかを確認する必要があるため、その算定の根拠となる書類を添付書類とすることが適当である。
- (3) 公益目的支出計画に記載された事業が移行前に実施していた事業であれば、その旨を確認するため、事業報告を添付書類とすることが適当である。
- (4) 法人の事務所の所在地を確認するため、法人の登記事項証明書を添付書類とすることが適当である。
- (5) 提出された定款の変更の案が適正な手続を経ているかどうかを確認するため、社員総会の議事録等を添付書類とすることが適当である。
- (6) たとえば移行後に新規事業を行う場合における収支予算書等、公益目的支出計画の内容に応じて行政庁が提出を求めることができるようにしておくことが適当である。

(関連条文)

(認可の申請手続等)

第一百二十条

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

六 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める書類

1 1 . 第120条第3項<移行期間満了後の移行認可申請の際に省略することができる添付書類>

整備法第120条第3項の「内閣府令で定める書類」については、次のもの（当該法人が整備法第44条の認定の申請をした行政庁に整備法第45条の認可の申請を行う場合に限る。）とすることが適当である。

- (1) 定款
- (2) 法人の登記事項証明書（登記事項に変更がない場合に限る。）

< 参 考 >

（答申の考え方）

整備法第44条の移行認定と同法第45条の移行認可とで共通の名称で規定されている書類であっても、定款の変更の案のように内容が異なるものについては添付を省略することはできないと考える。また、移行期間満了後の行政庁の事務的負担を考慮し、省略することができる書類は定款及び法人の登記事項証明書（登記事項に変更がない場合に限る。）とすることが適当である。

（関連条文）

（認可の申請手続等）

第一百二十条

- 3 前項の規定にかかわらず、第四十五条の認可の申請が第一百十六条第一項の規定によりされたものである場合には、第一項の申請書には、内閣府令で定める書類の添付を省略することができる。

・一般社団法人・一般財団法人への移行後の認可・届出事項等

【計画変更の申請手続等】

1．第125条第1項（軽微な変更を求める内閣府令に係る部分を除く。）＜公益目的支出計画の変更認可手続＞

整備法第125条第1項の「内閣府令で定めるところにより」行うこととされる公益目的支出計画の変更認可申請については、次の申請書及び添付書類を提出してするものとするのが適当である。

- (1) 申請をする法人の名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在場所（番地まで記載）を記載することとし、その他事務連絡等に必要な事項等の記載欄を設ける。
- (2) 添付書類は次のとおりとする。
 - ア 変更の概要及び事由を記載した書類
 - イ 変更後の公益目的支出計画
 - ウ 当該変更が行われたことを証する書類（例：事業内容を変更した場合における社員総会の議事録の写し）
- (3) 申請書の大きさはA4とする。

< 参 考 >

（答申の考え方）

移行法人は、移行後の経済情勢の変化や法人の財務状況の変化等に対応して、公益目的支出計画を変更することができる。行政庁は、公益目的支出計画の変更認可申請について、変更内容を把握し変更後の公益目的支出計画が適正であり、かつ確実に実施すると見込まれるものであるかどうかを審査するために必要な情報を把握する必要がある。なお、行政庁における事務の便宜上、申請書の大きさはA4で統一することが適当である。

（関連条文）

（公益目的支出計画の変更の認可等）

第二百五条 移行法人は、公益目的支出計画の変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、認可行政庁の認可を受けなければならない。

2 . 第125条第3項(第2号を除く。) <移行法人が行政庁に届出すべき場合の届出手続>

整備法第125条第3項の「内閣府令で定めるところにより」行うこととされる変更の届出については、次の届出書及び添付書類を提出してするものとするのが適当である。

- (1) 届出をする法人の名称、代表者氏名、主たる事務所の所在場所（番地まで記載）、届出が必要となった事項及び変更等が生じた日を記載することとし、その他事務連絡等に必要な事項等の記載欄を設ける。
- (2) 添付書類は、当該変更が行われたことを証する書類（例：残余財産の帰属を定めたとき又は変更した場合における社員総会の議事録の写し及び変更後の定款）とする。
- (3) 届出書の大きさはA4とする。

< 参 考 >

(答申の考え方)

届出書の記載事項としては、届出をすることとなった事項を記載させる必要がある。

また、整備法第125条第3項各号の変更事項を証する書類を添付資料として提出させる必要がある。なお、行政庁における事務の便宜上、届出書の大きさはA4で統一することが適当である。

(関連条文)

(公益目的支出計画の変更の認可等)

第二百五条

- 3 移行法人は、次に掲げる場合には、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を認可行政庁に届け出なければならない。
 - 一 名称若しくは住所又は代表者の氏名を変更したとき。
 - 二 公益目的支出計画について第一項の内閣府令で定める軽微な変更をしたとき。
 - 三 定款で残余財産の帰属に関する事項を定めたとき又はこれを変更したとき。
 - 四 定款で移行法人の存続期間若しくは解散の事由を定めたとき又はこれらを変更したとき。
 - 五 解散（合併による解散を除く。）をしたとき。

3. 第126条第1項<移行法人が合併をした場合の届出手続>

整備法第126条第1項の「内閣府令で定めるところにより」しなければならないものとされる移行法人の合併届出手続については、次のとおりとすることが適当である。

- (1) 当該届出は、当該合併が効力を生ずる日から起算して3箇月以内にするものとする。
- (2) 届出書には、次の事項を記載することとし、その他事務連絡等に必要な事項等の記載欄を設ける。
 - ア 届出をする法人の名称
 - イ 吸収合併・新設合併の別
 - ウ 合併後存続又は合併により設立する法人について
 - (ア) 主たる事務所及び従たる事務所の所在場所（番地まで記載する。）
 - (イ) 公益目的支出計画の変更予定の有無、予定がある場合は変更の概要
 - エ 合併をする法人について
 - (ア) 合併をする法人が移行法人である場合は、各移行法人の認可行政庁の名称及び公益目的財産額
 - (イ) 合併により消滅する法人の名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在場所（番地まで記載する。）
 - (ウ) 公益目的支出計画の内容
 - オ 吸収合併の場合で、合併後存続する法人が移行法人以外の法人であるときは、その旨
- (3) 届出書の大きさはA4とする。

< 参 考 >

(答申の考え方)

認可行政庁は、合併後の法人に対する監督を適切に行うため、合併及び合併をする法人の基本的な情報を把握するとともに、合併後に公益目的支出計画を変更する予定があるかを把握する必要がある。なお、行政庁における事務の便宜上、届出書の大きさはA4で統一することが適当である。

(関連条文)

(合併をした場合の届出等)

第二百六条 移行法人が合併をした場合には、合併後存続する法人(公益法人を除く。以下この項、次項及び第四項において同じ。)又は合併により設立する法人(公益法人を除く。次項から第四項までにおいて同じ。)は、内閣府令で定めるところにより、次の各号に掲げる合

併の場合の区分に応じ、当該各号に定める認可行政庁に合併をした旨を届け出なければならない。

- 一 移行法人が吸収合併をした場合であって合併後存続する法人が移行法人であるとき 当該移行法人に係る認可行政庁及び合併により消滅する移行法人がある場合にあっては、当該移行法人に係る認可行政庁
- 二 移行法人が吸収合併をした場合であって合併後存続する法人が移行法人以外の法人であるとき 合併により消滅する移行法人に係る認可行政庁
- 三 移行法人が新設合併をした場合 合併により消滅する移行法人に係る認可行政庁

4 . 第126条第2項第2号 < 合併の届出に添付する合併をする移行法人の財務内容を示す書類 >

整備法第126条第2項第2号の「財務内容を示す書類として内閣府令で定めるもの」については、次のとおりとすることが適当である。

- (1) 合併後存続する法人の場合は、当該合併をする事業年度の前事業年度の貸借対照表及び損益計算書
- (2) 合併により消滅する法人の場合は、当該合併が効力を生ずる日の前日の貸借対照表及び当該合併が効力を生ずる日の前日までを期間とする損益計算書

< 参 考 >

(答申の考え方)

行政庁は、合併後も公益目的支出計画が確実に履行されるよう監督する必要があることから、合併前の法人の公益の目的のための支出の状況や財務状況を把握するための書類の添付を求めることが適当である。

(関連条文)

(合併をした場合の届出等)

第二百二十六条

2 前項の規定による届出には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

二 合併をする移行法人の最終事業年度（一般社団法人である移行法人にあっては一般社団・財団法人法第二条第二号に規定する最終事業年度をいい、一般財団法人である移行法人にあっては同条第三号に規定する最終事業年度をいう。次号において同じ。）に係る貸借対照表その他の財務内容を示す書類として内閣府令で定めるもの

5 . 第126条第2項第4号 < 移行法人の合併届出書添付書類 >

整備法第126条第2項第4号の「内閣府令で定める書類」については、次のとおりとすることが適当である。

- (1) 合併契約書の写し
- (2) 社員総会・評議員会の議事録等合併をする法人が合併契約の承認を受けたことを証する書類
- (3) 合併により消滅する法人について
 - ア 定款
 - イ 登記事項証明書
 - ウ 公益目的支出計画の実施の状況を明らかにする書類（合併により消滅する法人の当該合併が効力を生ずる日の前日の公益目的支出計画の収支差額、公益目的支出計画の用に供する時価評価資産の状況、引当金の処理状況、公益目的財産残額等）
- (4) 合併後存続又は合併により設立する法人について
 - ア 公益目的支出計画の完了までの法人の収支の見込みを明らかにする書類
 - イ 登記事項証明書
- (5) その他行政庁が必要と認める書類

< 参 考 >

(答申の考え方)

届出された合併が有効なものであることを証する書類のほか、行政庁が合併後の法人に引き継がれる公益目的支出計画の実施状況を把握し、適切に監督するために必要な書類の添付を求めることが適当である。

(関連条文)

(合併をした場合の届出等)

第二百二十六条

2 前項の規定による届出には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

四 前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める書類

【公益目的支出計画実施報告書】

6 . 第127条第1項<公益目的支出計画実施報告書の記載事項>

整備法第127条第1項の「内閣府令で定めるところにより」作成することとされる公益目的支出計画実施報告書の記載事項については、次のとおりとすることが適当である。

- (1) 公益の目的のための支出の明細
- (2) 公益の目的のための支出をした事業に係る収入の明細
- (3) 公益の目的のための支出に係る事業の用に供する資産のうち、公益目的財産額算定時に時価評価した資産の状況
- (4) 引当金の状況
- (5) 事業年度末における(1)及び(2)の収支差額
- (6) 事業年度末の公益目的財産残額

< 参 考 >

(答申の考え方)

公益目的支出計画実施報告書には、公益目的支出計画の実施状況を適切に監督するため、当該事業年度における公益の目的のための支出の状況、公益の目的のための支出をした事業に係る収入の状況、一般社団・財団法人法に基づき作成する計算書類と異なる取扱いとなる資産や引当金の状況等を把握するために必要な事項を記載させることが適当と考える。

また、それらの結果を踏まえた当該事業年度末の公益目的財産残額を把握するために、公益目的財産残額の算定に必要な公益の目的のための支出の額及び当該支出に係る収入の額の差額も併せて記載させることが適当である。

(関連条文)

(公益目的支出計画実施報告書の作成及び提出等)

第二百二十七条 移行法人は、各事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、公益目的支出計画の実施の状況を明らかにする書類（以下この節において「公益目的支出計画実施報告書」という。）を作成しなければならない。

7. 第127条第2項(その1) < 公益目的支出計画実施報告書の監査手続 >

整備法第127条第2項で準用する一般社団・財団法人法第124条第1項(一般社団・財団法人法第199条で準用する場合を含む。)の「内閣府令で定めるところにより」行われる監事の監査については、一般社団法人・一般財団法人の監事による事業報告及び附属明細書の監査について定める一般社団・財団法人法施行規則の規定(資料1参照)を基に必要な修正を行って定めることが適当である。

< 参 考 >

(答申の考え方)

公益目的支出計画実施報告書は、その内容の適正を確保するため、監事の監査対象としているが、監査報告書の内容については一般社団法人・一般財団法人の監事による事業報告の監査に準じた監査を行うことが適当である。

(関連条文)

(公益目的支出計画実施報告書の作成及び提出等)

第二百二十七条

2 一般社団・財団法人法第二百二十三条第三項及び第四項、第二百二十四条第一項及び第三項、第二百五条並びに第二百二十六条第一項及び第三項(これらの規定を一般社団・財団法人法第百九十九条において準用する場合を含む。)の規定は、移行法人の公益目的支出計画実施報告書について準用する。この場合において、一般社団・財団法人法第二百二十四条第一項及び第二百五条中「法務省令」とあるのは、「内閣府令」と読み替えるものとする。

【整備法第127条で準用する一般社団・財団法人法第124条第1項(読替え後のもの)】

(公益目的支出計画実施報告書の監査等)

第二百二十四条 監事設置一般社団法人においては、公益目的支出計画実施報告書は、内閣府令で定めるところにより、監事の監査を受けなければならない。

【整備法第127条で準用する一般社団・財団法人法第199条で準用する一般社団・財団法人法第124条第1項(読替え後のもの)】

(公益目的支出計画実施報告書の監査等)

第二百二十四条 一般財団法人においては、公益目的支出計画実施報告書は、内閣府令で定めるところにより、監事の監査を受けなければならない。

8 . 第127条第2項（その2）＜公益目的支出計画実施報告書の社員（評議員）への提供方法＞

整備法第127条第2項で準用する一般社団・財団法人法第125条（一般社団・財団法人法第199条で準用する場合を含む。）の「内閣府令で定めるところにより」行われる社員（評議員）への公益目的支出計画実施報告書の提供については、一般社団法人（一般財団法人）における社員（評議員）への計算書類等の提供方法について定める一般社団・財団法人法施行規則（資料2参照）にならい、招集通知の提供方法別に定めることが適当である。

< 参 考 >

（答申の考え方）

公益目的支出計画実施報告書は定時社員総会（定時評議員会）に報告しなければならないこととしているが、当該報告書を社員（評議員）に対し開催前に提供する方法については、同じく定時社員総会（定時評議員会）に報告しなければならない事業報告と同様とすることが適当である。

（関連条文）

（公益目的支出計画実施報告書の作成及び提出等）

第二百二十七条

2 一般社団・財団法人法第二百二十三条第三項及び第四項、第二百二十四条第一項及び第三項、第二百五条並びに第二百二十六条第一項及び第三項（これらの規定を一般社団・財団法人法第九十九条において準用する場合を含む。）の規定は、移行法人の公益目的支出計画実施報告書について準用する。この場合において、一般社団・財団法人法第二百二十四条第一項及び第二百五条中「法務省令」とあるのは、「内閣府令」と読み替えるものとする。

【整備法第127条で準用する一般社団・財団法人法第125条（読替え後のもの）】

（公益目的支出計画実施報告書の社員への提供）

第二百五条 理事会設置一般社団法人においては、理事は、定時社員総会の招集の通知に際して、内閣府令で定めるところにより、社員に対し、前条第三項の承認を受けた公益目的支出計画実施報告書を提供しなければならない。

【整備法第127条で準用する一般社団・財団法人法第199条で準用する一般社団・財団法人法第125条（読替え後のもの）】

(公益目的支出計画実施報告書の評議員への提供)

第二百五条 一般財団法人においては、理事は、定時評議員会の招集の通知に際して、内閣府令で定めるところにより、評議員に対し、前条第三項の承認を受けた公益目的支出計画実施報告書を提供しなければならない。

・その他の事項

【移行認定の申請】

1 . 第103条第1項<移行認定申請書の様式>

整備法第103条第1項の「内閣府令で定めるところにより」作成される移行認定申請書については、次のとおりとすることが適当である。

(1) 記載事項は次のとおりとする。

ア 公益法人認定法第7条第1項各号に掲げる事項

イ 移行認定後の法人の名称

ウ 旧主務官庁の名称

(2) 申請書の大きさはA4とする。

< 参 考 >

(答申の考え方)

行政庁は、公益法人認定法第7条第1項各号で規定した記載事項のほか、

(1) 移行認定後の法人の名称

(2) 整備法第104条第2項に基づき欠格事由の有無について意見聴取すべき旧主務官庁の名称

を把握し、審査に当たる必要がある。したがって、これらの事項を申請書に記載させることが適当である。なお、行政庁における事務の便宜上、申請書の大きさはA4で統一することが適当である。

(関連条文)

(認定の申請手続)

第百三条 第四十四条の認定の申請は、内閣府令で定めるところにより、公益法人認定法第七条第一項各号に掲げる事項を記載した申請書を、行政庁に提出してしなければならない。

2 . 第103条第2項第3号 < 移行認定申請書添付書類 >

整備法第103条第2項第3号の「内閣府令で定める書類」については、次のとおりとすることが適当である。

- (1) 登記事項証明書
- (2) 役員等就任予定者の名簿
- (3) 国税、地方税の納税証明書
- (4) 定款の変更の案が適正な手続を経たことを証する書面
- (5) 旧主務官庁の命令違反をしていないことの確認書
- (6) 上記(1)～(5)のほか、認定基準、欠格事由の審査のために必要な書類

< 参 考 >

(答申の考え方)

公益法人認定法第7条の公益認定の申請の場合と同様なものとするのが適当である。

ただし、役員等の名簿及び役員等が欠格事由に該当していないこと等の確認書については、移行登記の時点における役員等の就任予定者（引き続き役員等であるものを含む。）に係るものとする。また、申請書において公益目的事業や収益事業としている事業を申請前に実施していた場合においては、その実施状況が経理的基礎や技術的能力を判断する際の参考となると考えられることから、「認定基準、欠格事由の審査のために必要な書類」として事業報告等の提出を求めることが適当である。

この他、移行認定の場合のみ対象となる確認事項（提出される定款の変更の案が適正な手続を経たこと。）及び欠格事由（旧主務官庁の命令に違反していないこと。）についても書類の添付を求めることが適当である。

(関連条文)

(認定の申請手続)

第百三条

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 公益法人認定法第七条第二項第一号から第五号までに掲げる書類
- 二 定款の変更の案（認定申請法人において定款の変更について必要な手続を経ているものに限る。）
- 三 前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める書類

【移行の認定等の申請前に作成しなければならない計算書類等の作成方法】

3．第60条第1項<移行の認定等の申請前に作成しなければならない計算書類等の作成方法>

整備法第60条第1項の「内閣府令で定めるところにより」作成することとされている移行前の事業年度における計算書類等の作成方法については、一般社団・財団法人法施行規則における計算書類等の作成に関する規定（資料3参照）と同様に規定することが適当である。

< 参 考 >

（答申の考え方）

一般社団・財団法人法施行規則に定める計算書類の記載事項は、特例民法法人に対し適用するよう指導されている「公益法人会計基準（平成16年10月14日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ）」の内容と齟齬はなく、また、事業報告の記載事項、計算書類・事業報告それぞれの附属明細書の記載事項についても一般社団・財団法人法施行規則に定めるもので特段の支障がないと考えられることから、移行後に適用される一般社団・財団法人法施行規則に定める記載事項と同様とすることが法人の便宜にもかない適当である。

（関連条文）

（計算書類等の作成及び保存に関する特則）

第六十条 第四十四条の認定又は第四十五条の認可の申請をする特例民法法人は、内閣府令で定めるところにより、計算書類（貸借対照表及び損益計算書をいう。以下この節において同じ。）及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。

【公益認定等委員会等に関する事項】

4．第134条・第139条において準用する公益法人認定法第44条第1項<公益認定等委員会・合議制の機関の答申の公表の方法>

整備法第134条及び第139条において読み替えて準用する公益法人認定法第44条第1項の当委員会及び合議制の機関の答申の公表の方法に係る内閣府令において、当該公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うことを定めることが適当である。

<参 考>

(答申の考え方)

1 (答申の考え方)を参照。

(関連条文：整備法)

(答申の公表等)

第一百三十四条 公益法人認定法第四十四条の規定は、前条第二項から第四項までの規定による諮問に対する答申について準用する。

(答申の公表等)

第一百三十九条 公益法人認定法第四十四条の規定は、合議制の機関について準用する。この場合において、同条第二項中「内閣総理大臣」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

(関連条文：公益法人認定法)

(答申の公表等)

第四十四条 委員会は、諮問に対する答申をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その内容を公表しなければならない。

5 . 第136条第2項（第141条において準用する場合を含む。）＜公益認定等委員会の勧告の内容の公表の方法＞

整備法第136条第2項の当委員会の勧告の内容の公表に係る内閣府令において、当該公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うことを定めることが適当である。

<参 考>

（答申の考え方）

1（答申の考え方）を参照。

（関連条文）

（委員会による勧告等）

第百三十六条

2 委員会は、前項の勧告をしたときは、内閣府令で定めるところにより、当該勧告の内容を公表しなければならない。

6 . 第138条第2項 < 都道府県の合議制の機関が諮問を要しない事項と認める場合の基準 >

整備法第138条第2項において読み替えて準用する第133条第2項、第3項及び第4項の都道府県の合議制の機関が諮問を要しないものと認める場合の「政令で定める基準」は、当面、定めないことが適当である。

< 参 考 >

(答申の考え方)

2 (答申の考え方) を参照。

(関連条文)

(合議制の機関への諮問等)

第百三十八条

2 第百三十三条第二項、第三項（第三号を除く。）及び第四項の規定は、都道府県知事について準用する。この場合において、同条第二項中「委員会に」とあるのは「第百三十八条第一項に規定する合議制の機関（以下この条において単に「合議制の機関」という。）に」と、同項ただし書中「委員会が」とあるのは「合議制の機関が政令で定める基準に従い」と、同条第三項中「委員会に」とあるのは「合議制の機関に」と、同項ただし書中「委員会が」とあるのは「合議制の機関が政令で定める基準に従い」と、同項第二号口中「第百三十六条第一項」とあるのは「第百四十一条において読み替えて準用する第百三十六条第一項」と、同条第四項中「委員会に」とあるのは「合議制の機関に」と、同項ただし書中「委員会が」とあるのは「合議制の機関が政令で定める基準に従い」と読み替えるものとする。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則(平成19年法務省令第28号)(抄)

7. 第127条第2項(その1) <公益目的支出計画実施報告書の監査手続>

第二章 一般社団法人

第二節 計算

第六款 事業報告等の監査

(事業報告等の監査)

第四十四条 法第二百二十四条第一項及び第二項の規定による監査(事業報告及びその附属明細書に係るものに限る。以下この款において同じ。)については、この款の定めるところによる。

(監査報告の内容)

第四十五条 監事は、事業報告及びその附属明細書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。

- 一 監事の監査の方法及びその内容
- 二 事業報告及びその附属明細書が法令又は定款に従い当該一般社団法人の状況を正しく示しているかどうかについての意見
- 三 当該一般社団法人の理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実
- 四 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由
- 五 第三十四条第二項第二号に掲げる事項(監査の範囲に属さないものを除く。)がある場合において、当該事項の内容が相当でないとき認めるときは、その旨及びその理由

六 監査報告を作成した日

(監査報告の通知期限等)

第四十六条 特定監事は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定理事に対し、監査報告の内容を通知しなければならない。

- 一 事業報告を受領した日から四週間を経過した日
 - 二 事業報告の附属明細書を受領した日から一週間を経過した日
 - 三 特定理事及び特定監事の間で合意により定めた日があるときは、その日
- 2 事業報告及びその附属明細書については、特定理事が前項の規定による監査報告の内容の通知を受けた日に、監事の監査を受けたものとする。
 - 3 前項の規定にかかわらず、特定監事が第一項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、事業報告及びその附属明細書については、監事の監査を受けたものとみなす。
 - 4 第一項及び第二項に規定する「特定理事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。
 - 一 第一項の規定による通知を受ける理事を定めた場合 当該通知を受ける理事として定められた理事
 - 二 前号に掲げる場合以外の場合 事業報告及びその附属明細書の作成に関する職務を行った理事
 - 5 第一項及び第三項に規定する「特定監事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。
 - 一 二以上の監事が存する場合において、第一項の規定による監査報告の内容の通知をすべき監事を定めたとき 当該通知をすべき監事として定められた監事
 - 二 二以上の監事が存する場合において、第一項の規定による監査報告の内容の通知をすべき監事を定めていないとき すべての監事
 - 三 前二号に掲げる場合以外の場合 監事

第三章 一般財団法人

第二節 計算

第六十四条 前章第二節(第三十一条を除く。)の規定は、法第百九十九条において準用する法第百二十条第一項、第百二十三条第一項及び第二項、第百二十四条第一項及び第二項、第百二十五条、第百二十七条並びに第百二十八条第一項及び第三項の規定により法務省令で定めるべき事項について準用する。この場合において、これらの規定(第三十六条第一項、第四十条、第四十三条第一項及び第四十九条を除く。)中「一般社団法人」とあるのは「一般財団法人」と、第二十六条第二号中「法第百二十三条第二項」とあるのは「法第百九十九条において準用する法第百二十三条第二項」と、第三十四条第二項第二号中「法第七十六条第三項第三号及び第九十条第四項第五号」とあるのは「法第百九十七条において準用する法第九十条第四項第五号」と、「決定又は決議」とあるのは「決議」と、第三十六条第一項中「会計監査人設置一般社団法人(法第十五条第二項第二号に規定する会計監査人設置一般社団法人」とあるのは「会計監査人設置一般財団法人(法第百五十三条第一項第七号に規定する会計監査人設置一般財団法人」と、同項第二号中「当該一般社団法人」とあるのは「当該一般財団法人」と、第四十条、第四十三条第一項及び第四十九条中「会計監査人設置一般社団法人」とあるのは「会計監査人設置一般財団法人」と、第四十七条第二項及び第三項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同条第二項中「招集通知」とあるのは「招集通知(法第百八十二条第一項又は第二項の規定による通知をいう。次項において同じ。)」と、同条第三項中「社員に」とあるのは「評議員に」と、第四十九条第一号中「法第七十五条第四項」とあるのは「法第百七十七条において準用する法第七十五条第四項」と読み替えるものとする。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則(平成19年法務省令第28号)(抄)

8. 第127条第2項(その2) <公益目的支出計画実施報告書の社員・評議員への提供方法>

第二章 一般社団法人

第二節 計算

第七款 計算書類等の社員への提供及び承認の特則に関する要件

第一目 計算書類等の社員への提供

第四十七条 法第二百五十五条の規定による計算書類及び事業報告並びに監査報告(会計監査人設置一般社団法人にあっては、会計監査報告を含む。以下この条において「提供計算書類等」という。)の提供に関しては、この条の定めるところによる。

2 定時社員総会の招集通知を次の各号に掲げる方法により行う場合にあっては、提供計算書類等は、当該各号に定める方法により提供しなければならない。

一 書面の提供 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法

イ 提供計算書類等が書面をもって作成されている場合 当該書面に記載された事項を記載した書面の提供

ロ 提供計算書類等が電磁的記録をもって作成されている場合 当該電磁的記録に記載された事項を記載した書面の提供

二 電磁的方法による提供 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法

イ 提供計算書類等が書面をもって作成されている場合 当該書面に記載された事項の電磁的方法による提供

ロ 提供計算書類等が電磁的記録をもって作成されている場合 当該電磁的記録に記載された事項の電磁的方法による提供

3 理事は、計算書類又は事業報告の内容とすべき事項について、定時社員総会の招集通知を发出した日から定時社員総会の前日までの間に修正をすべき事情が生じた場合における修正後の事項を社員に周知させる方法を、当該招集通知と併せて通知することができる。

第三章 一般財団法人

第二節 計算

第六十四条 前章第二節(第三十一条を除く。)の規定は、法第九十九条において準用する法第二百二十条第一項、第二百二十三条第一項及び第二項、第二百二十四条第一項及び第二項、第二百五条、第二百二十七条並びに第二百二十八条第一項及び第三項の規定により法務省令で定めるべき事項について準用する。この場合において、これらの規定(第三十六条第一項、第四十条、第四十三条第一項及び第四十九条を除く。)中「一般社団法人」とあるのは「一般財団法人」と、第二十六条第二号中「法第二百二十三条第二項」とあるのは「法第九十九条において準用する法第二百二十三条第二項」と、第三十四条第二項第二号中「法第七十六条第三項第三号及び第九十条第四項第五号」とあるのは「法第九十七条において準用する法第九十条第四項第五号」と、「決定又は決議」とあるのは「決議」と、第三十六条第一項中「会計監査人設置一般社団法人(法第十五条第二項第二号に規定する会計監査人設置一般社団法人」とあるのは「会計監査人設置一般財団法人(法第一百五十三条第一項第七号に規定する会計監査人設置一般財団法人」と、同項第二号中「当該一般社団法人」とあるのは「当該一般財団法人」と、第四十条、第四十三条第一項及び第四十九条中「会計監査人設置一般社団法人」とあるのは「会計監査人設置一般財団法人」と、第四十七条第二項及び第三項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同条第二項中「招集通知」とあるのは「招集通知(法第八十二条第一項又は第二項の規定による通知をいう。次項において同じ。)」と、同条第三項中「社員に」とあるのは「評議員に」と、第四十九条第一号中「法第七十五条第四項」とあるのは「法第七十七条において準用する法第七十五条第四項」と読み替えるものとする。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則(平成19年法務省令第28号)(抄)

3. 第60条第1項<移行前の事業年度における計算書類等の作成方法>

第二章 一般社団法人

第二節 計算

第一款 総則

第二十一条 この節の用語の解釈及び規定の適用に関しては、一般に公正妥当と認められる会計の基準その他の会計の慣行をしん酌しなければならない。

第三款 計算関係書類

(計算関係書類)

第二十六条 法第二百二十三条第一項及び第二項の規定により作成すべき計算関係書類(次に掲げるものをいう。以下この節において同じ。)については、この款の定めるところによる。ただし、他の法令に別段の定めがある場合は、この限りでない。

一 成立の日における貸借対照表

二 各事業年度に係る計算書類(法第二百二十三条第二項に規定する計算書類をいう。以下この節において同じ。)及びその附属明細書

(金額の表示の単位)

第二十七条 計算関係書類に係る事項の金額は、一円単位、千円単位又は百万円単位をもって表示するものとする。

(各事業年度に係る計算書類)

第二十九条 各事業年度に係る計算書類及びその附属明細書の作成に係る期間は、当該事業年度の前事業年度の末日の翌日(当該事業年度の前事業年度がない場合にあっては、成立の日)から当該事業年度の末日までの期間とする。この場合において、当該期間は、一年(事業年度の末日を変更する場合における変更後の最初の事業年度については、一年六箇月)を超えることができない。

2 法第二百二十三条第二項の規定により作成すべき各事業年度に係る計算書類及びその附属明細書は、当該事業年度に係る会計帳簿に基づき作成しなければならない。

(貸借対照表の区分)

第三十条 貸借対照表は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。この場合において、第三号に掲げる部については、純資産を示す適当な名称を付することができる。

一 資産

二 負債

三 純資産

2 前項各号に掲げる部は、適当な項目に細分することができる。この場合において、当該各項目については、資産、負債又は純資産を示す適当な名称を付さなければならない。

(基金等)

第三十一条 基金(法第三百三十一条に規定する基金をいう。以下この章において同じ。)の総額及び代替基金(法第四百四十四条第一項の規定により計上された金額をいう。以下この章において同じ。)は、貸借対照表の純資産の部(前条第一項後段の規定により純資産を示す適当な名称を付したものを含む。)に計上しなければならない。

2 基金の返還に係る債務の額は、貸借対照表の負債の部に計上することができない。

(損益計算書の区分)

第三十二条 損益計算書は、収益若しくは費用又は利益若しくは損失について、適当な部又は項目に区分して表示しなければならない。

(附属明細書)

第三十三条 各事業年度に係る計算書類の附属明細書には、次に掲げる事項のほか、貸借対照表及び損益計算書の内容を補足する重要な事項を表示しなければならない。

- 一 有形固定資産及び無形固定資産の明細
- 二 引当金の明細

第四款 事業報告

第三十四条 法第二百二十三条第二項の規定により作成すべき事業報告及びその附属明細書については、この条の定めるところによる。ただし、他の法令に別段の定めがある場合は、この限りでない。

- 2 事業報告は、次に掲げる事項をその内容としなければならない。
 - 一 当該一般社団法人の状況に関する重要な事項(計算書類及びその附属明細書の内容となる事項を除く。)
 - 二 法第七十六条第三項第三号及び第九十条第四項第五号に規定する体制の整備についての決定又は決議があるときは、その決定又は決議の内容の概要
- 3 事業報告の附属明細書は、事業報告の内容を補足する重要な事項をその内容としなければならない。

第三章 一般財団法人

第二節 計算

第六十四条 前章第二節(第三十一条を除く。)の規定は、法第九十九条において準用する法第二百二十条第一項、第二百二十三条第一項及び第二項、第二百二十四条第一項及び第二項、第二百五条、第二百二十七条並びに第二百二十八条第一項及び第三項の規定により法務省令で定めるべき事項について準用する。この場合において、これらの規定(第三十六条第一項、第四十条、第四十三条第一項及び第四十九条を除く。)中「一般社団法人」とあるのは「一般財団法人」と、第二十六条第二号中「法第二百二十三条第二項」とあるのは「法第九十九条において準用する法第二百二十三条第二項」と、第三十四条第二項第二号中「法第七十六条第三項第三号及び第九十条第四項第五号」とあるのは「法第九十七条において準用する法第九十条第四項第五号」と、「決定又は決議」とあるのは「決議」と、第三十六条第一項中「会計監査人設置一般社団法人(法第十五条第二項第二号に規定する会計監査人設置一般社団法人」とあるのは「会計監査人設置一般財団法人(法第一百五十三条第一項第七号に規定する会計監査人設置一般財団法人」と、同項第二号中「当該一般社団法人」とあるのは「当該一般財団法人」と、第四十条、第四十三条第一項及び第四十九条中「会計監査人設置一般社団法人」とあるのは「会計監査人設置一般財団法人」と、第四十七条第二項及び第三項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同条第二項中「招集通知」とあるのは「招集通知(法第八十二条第一項又は第二項の規定による通知をいう。次項において同じ。)」と、同条第三項中「社員に」とあるのは「評議員に」と、第四十九条第一号中「法第七十五条第四項」とあるのは「法第七十七条において準用する法第七十五条第四項」と読み替えるものとする。

公益認定等委員会委員名簿

(五十音順、敬称略)

- | | | |
|------------|------------|----------------------|
| あめみや
雨宮 | たかこ
孝子 | 明治学院大学大学院法務職研究科教授 |
| いけだ
池田 | もりお
守男 | 株式会社資生堂相談役 |
| おおうち
大内 | としみ
俊身 | 元 東京高等裁判所民事部総括判事(常勤) |
| さたけ
佐竹 | まさゆき
正幸 | 元 日本公認会計士協会常務理事(常勤) |
| そでい
袖井 | たかこ
孝子 | お茶の水女子大学名誉教授 |
| でぐち
出口 | まさゆき
正之 | 国立民族学博物館教授 |
| みずの
水野 | ただつね
忠恒 | 一橋大学大学院法学研究科教授 |

凡例 : 委員長、 委員長代理

公益認定等委員会での審議経過

- 第1回公益認定等委員会（平成19年4月2日）
 - ・委員長互選、諮問、委員会運営規則の決定等

- 第2回公益認定等委員会（平成19年4月6日）
 - ・審議の基本方針、審議の進め方についての審議
 - ・公益法人認定法に係る諮問事項の検討

- 第3回公益認定等委員会（平成19年4月13日）
 - ・公益法人認定法に係る諮問事項の検討

- 第4回公益認定等委員会（平成19年4月20日）
 - ・公益法人認定法に係る諮問事項の検討

- 第5回公益認定等委員会（平成19年4月27日）
 - ・公益法人認定法に係る諮問事項の検討

- 第6回公益認定等委員会（平成19年5月11日）
 - ・整備法に係る諮問事項の検討

- 第7回公益認定等委員会（平成19年5月18日）
 - ・整備法に係る諮問事項の検討

- 第8回公益認定等委員会（平成19年5月24日）
 - ・公益法人認定法に係る諮問事項の検討

- 第9回公益認定等委員会（平成19年5月25日）
 - ・公益法人認定法及び整備法に係る諮問事項の検討

- 第10回公益認定等委員会（平成19年6月8日）
 - ・答申案の検討

- 第11回公益認定等委員会（平成19年6月15日）
 - ・答申の決定